

岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく

温室効果ガス排出削減計画書等
作成の手引き

令和6年5月

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

温室効果ガス

1 二酸化炭素(CO₂)

2 メタン(CH₄)

3 一酸化二窒素(N₂O)

4 ハイドロフルオロカーボン

- ① トリフルオロメタン(HFC-23)
- ② ジフルオロメタン(HFC-32)
- ③ フルオロメタン(HFC-41)
- ④ 1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン(HFC-125)
- ⑤ 1・1・2・2-テトラフルオロエタン(HFC-134)
- ⑥ 1・1・1・2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)
- ⑦ 1・1・2-トリフルオロエタン(HFC-143)
- ⑧ 1・1・1-トリフルオロエタン(HFC-143a)
- ⑨ 1・2-ジフルオロエタン(HFC-152)
- ⑩ 1・1-ジフルオロエタン(HFC-152a)
- ⑪ フルオロエタン(HFC-161)
- ⑫ 1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン(HFC-227ea)
- ⑬ 1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236fa)
- ⑭ 1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236ea)
- ⑮ 1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236cb)
- ⑯ 1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245ca)
- ⑰ 1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245fa)
- ⑱ 1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン(HFC-365mfc)
- ⑲ 1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン
(HFC-43-10mee)

5 パーフルオロカーボン

- ① パーフルオロメタン(PFC-14)
- ② パーフルオロエタン(PFC-116)
- ③ パーフルオロプロパン(PFC-218)
- ④ パーフルオロシクロプロパン
- ⑤ パーフルオロブタン(PFC-31-10)
- ⑥ パーフルオロシクロブタン(PFC-c318)
- ⑦ パーフルオロペンタン(PFC-41-12)
- ⑧ パーフルオロヘキサン(PFC-51-14)
- ⑨ パーフルオロデカリン(PFC-91-18)

6 六ふつ化硫黄(SF₆)

7 三ふつ化窒素(NF₃)

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 74 号）第 2 条第 3 項
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 23 年政令第 20 号）第 1 条、第 2 条
-

目 次

1	目的	1
2	制度の概要	1
3	特定事業者の範囲	2
4	エネルギー使用量の原油換算	4
5	6. 5ガス（エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス） 基準による特定事業者	5
6	温室効果ガス排出量の算定方法	9
7	温室効果ガス排出削減計画書の作成	3 6
8	温室効果ガス排出削減計画書の提出	4 4
9	温室効果ガス排出削減計画書の継続	4 4
10	温室効果ガス排出削減計画書の変更	4 4
11	温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書	4 5
12	温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書の提出	4 9

- ・ 国が政省令等で示す数値（排出係数、換算係数など）は、変更となる場合があります。この場合、この手引きに掲載した数値によらず、最新の数値を使用してください。
-

1 目的

地球温暖化は、生態系や人類に悪影響を及ぼし、予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであるといえます。

岡山県では、平成 14 年 3 月に岡山県地球温暖化防止行動計画を策定し、地球温暖化の原因である二酸化炭素等温室効果ガスの排出量の削減のための取組を進めてきましたが、県内の温室効果ガス排出量は増加傾向にありました。特に、県内の温室効果ガス排出量の約 8 割を占めていた産業部門をはじめ、排出量増加の著しい業務部門、運輸部門からの排出量削減の取組を一層推進する必要があることから、県内の温室効果ガス大量排出事業者が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、排出量の削減に向けた具体的な取組計画を作成、実施するとともに、その内容を県が公表することにより、事業者の事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減の取組を推進することを目的として、平成 21 年度から「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の運用を開始しました。

近年、世界規模で地球温暖化の影響とみられる災害が相次ぎ、将来その影響が大きくなるとの予測がなされています。令和 2（2020）年から、今世紀後半に温室効果ガス排出ゼロを目指す「パリ協定」の本格運用が始まり、同年、国、岡山県ともに 2050 年カーボンニュートラルを表明するなど、脱炭素社会の実現を目指す取組を加速させているところです。

岡山県では、令和 5 年 3 月改定した岡山県地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減を進めていくこととしており、県内の温室効果ガス排出量の約 6 割を占める産業部門での取組についても、引き続き力強く進めていく必要があります。

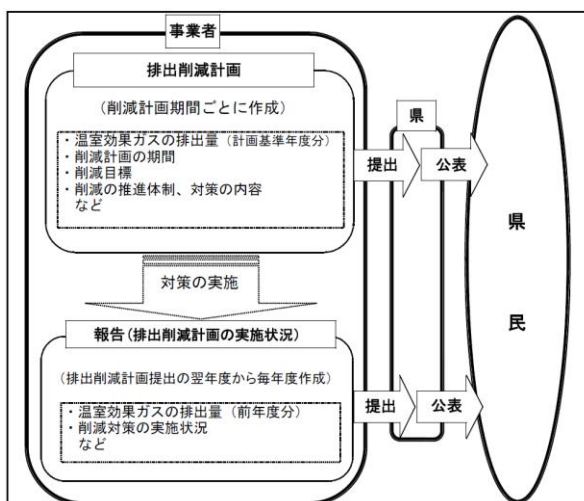
2 制度の概要

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」（平成 13 年岡山県条例第 76 号。以下「条例」という。）第 102 条において、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者（＝特定事業者）は、温室効果ガスの排出を削減するための計画（＝排出削減計画）を計画期間（5 年以内の期間）毎に作成し、知事に提出することが義務付けられています。

また、条例第 103 条では、毎年度、前年度の温室効果ガスの排出量や排出削減計画に基づき実施した措置の状況を知事に報告することが義務付けられています。

県は、事業者から提出された排出削減計画や、措置の状況の報告を、県のホームページなどを通じて公表します。

【制度概要図】



3 特定事業者の範囲

次の(1)～(3)のいずれかに該当する事業者は、特定事業者に該当します。

(1) エネルギー使用量の多い事業者

岡山県内に所在するすべての工場等（工場又は事務所その他の事業場をいいます）の前年度の原油換算エネルギー使用量を合算した量が、1,500kl以上の事業者

※ 工場等において、燃料（電気を含む）の管理を行っている自動車、鉄道車両、船舶及び航空機のエネルギー使用量を含みます。

※ 熱及び電気については、他人から供給されたものに限ります。

■ 原油換算の方法については、4ページを参照してください。

	第1種エネルギー管理指定工場等	第2種エネルギー管理指定工場等			
A社の岡山県内工場等の合計 6,700kl ≥1,500kl 特定事業者	B工場 3,000kl	C工場 1,500kl	D工場 1,000kl	E事務所 700kl	F工場 500kl
G社の岡山県内工場等の合計 2,200kl ≥1,500kl 特定事業者			H工場 1,000kl	I事務所 700kl	J工場 500kl
Kスーパーマーケットの県内店舗の合計 1,700kl ≥1,500kl 特定事業者			L店 1,000kl	M店 700kl	
N大学 県内施設の合計 2,600kl ≥1,500kl 特定事業者		O校舎 1,600kl	P校舎 500kl	Q校舎 500kl	

(2) 自動車台数の多い運送事業者等

前年度末日の自動車運送事業の用に供した自動車（使用の本拠の位置を岡山県内に登録している自動車で、被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるもの。）を除く。）の台数が、100台以上であるバス事業者又はトラック事業者等及び250台以上であるタクシー事業者

※ 自動車台数基準に満たない台数を保有する運送事業者等であっても、上記(1)のエネルギー使用量基準に該当する場合がありますのでご注意ください。

	トラック	バス	タクシー
	一般貨物自動車運送事業者 特定貨物自動車運送事業者 自家用貨物自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者 一般貸切旅客自動車運送事業者	一般乗用旅客自動車運送事業者
県内登録台数	100台	100台	250台

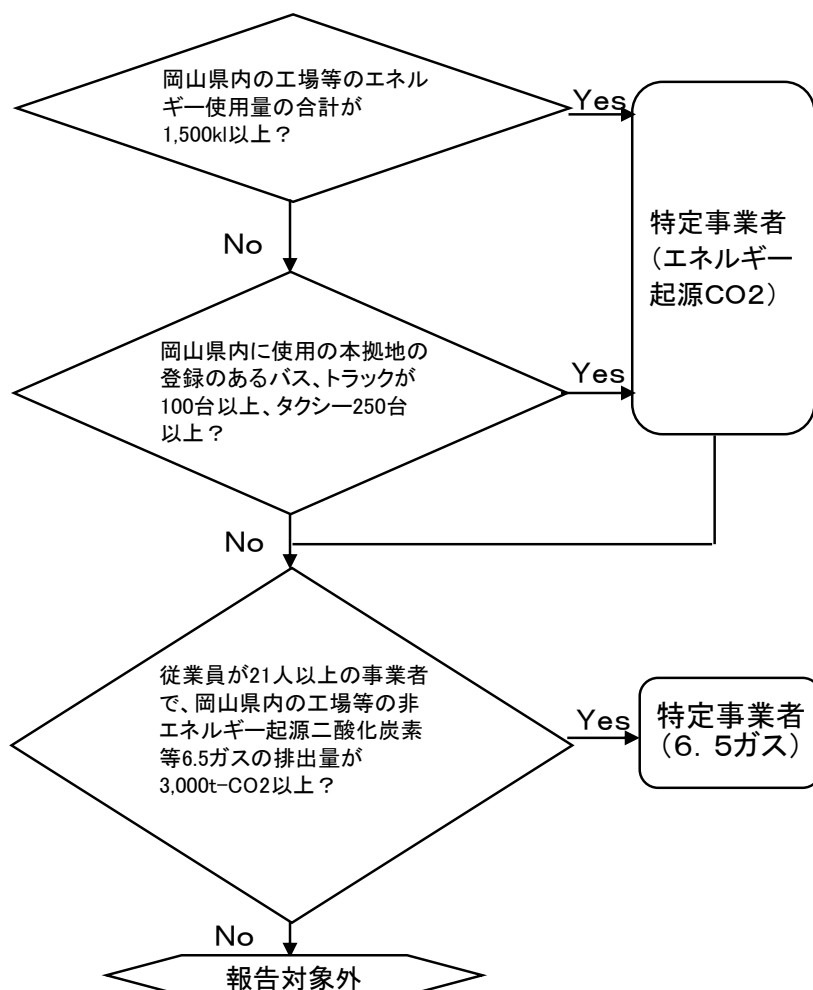
(3) 6. 5 ガス（エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス）排出事業者

常時雇用する従業員が21名以上の事業者で、岡山県内に所在するすべての工場等の、前年度の①非エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）、②メタン（CH₄）、③一酸化二窒素（N₂O）、又は、前年中の④ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、⑤パーフルオロカーボン類（PFC）、⑥六ふっ化硫黄（SF₆）、⑦三ふっ化窒素（NF₃）のいずれかの排出量が、二酸化炭素換算で3,000トン以上の事業者

■ 二酸化炭素換算の方法については、17ページ以降を参照してください。

A株式会社	岡山県内の工場等	非エネルギー起源二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン類(計)	パーフルオロカーボン類(計)	六ふっ化硫黄
常時雇用従業員50人(≥21人) 〈報告対象5.5ガス〉 ・非エネルギー起源CO ₂ ・メタン ・一酸化二窒素	工場B	1,000t-CO ₂	2,000t-CO ₂	-	-	-	-
	工場C	-	-	3,500t-CO ₂	-	2,000t-CO ₂	-
	工場D	2,000t-CO ₂	1,200t-C ₂	-	100t-CO ₂	-	500t-CO ₂
	岡山県内工場等合計	3,000t-CO ₂ ≥3,000t-CO ₂ (報告対象)	3,200t-CO ₂ ≥3,000t-CO ₂ (報告対象)	3,500t-CO ₂ ≥3,000t-CO ₂ (報告対象)	100t-CO ₂ <3,000t-CO ₂ ※ 対象外	2,000t-CO ₂ <3,000t-CO ₂ ※ 対象外	500t-CO ₂ <3,000t-CO ₂ ※ 対象外

【参 考】 下のフロー図に従って特定事業者に該当するかどうかを判断してください。



4 エネルギー使用量の原油換算

原油換算エネルギーの使用量が1,500k1以上(=特定事業者に該当)かどうかを把握するため、次の方法によりエネルギー使用量を原油換算値に換算してください。

(1) 県内のすべての工場等で使用したエネルギーについて、エネルギーの種類(化石燃料、非化石燃料、熱、電気)ごとに、年間の使用量を集計してください。

※ 工場等が管理する自動車、鉄道車両、船舶、航空機のエネルギー使用量も含めます。

(2) 上記(1)の使用量に燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量(GJ=ギガジュール)を求め、それを合計し、年間の使用熱量合計(GJ)を求めてください。(燃料種別ごとの発熱量については、下表「数値(B)」を参照)

(3) 上記(2)の年間の使用熱量合計(GJ)に、「0.0258」(原油換算:k1/GJ)を乗じて、年間の原油換算エネルギー使用量を算出します。

【備考】 県内の工場等ごとにエネルギー使用量を求め、合計する方法もあります。

※上記(1)~(3)を踏まえ、次の「エネルギー使用量の簡易計算表」により算出できます。

エネルギー使用量(原油換算値)の簡易計算表

(使用上の注意事項)
 ・※枠内にお使いのエネルギー量を入力すると、原油換算値が下の青色のセルに自動で計算されます。
 ・本表は本制度の強制対象(原油換算1,500k1/年)に該当するか確認するための参考資料となります。
 ・都市ガスの換算係数は、ガス会社により異なりますのでガス会社に確認のうえ、青色のセルにご入力ください。
 ・他人から購入した熱(その他)及びその他使用した熱(地熱、温泉熱、太陽熱、雷水熱、その他)の数値(A)の欄は、最新の「省エネルギー法定期報告書・中長期計画書記入要領」を参考に算定してください。

エネルギーの種類	使用量		換算係数		
	単位	数値(A)	熱量(GJ) (A)×(B)	数値(B)	単位
原油(コンデンセートを除く。)	kl			38.3	GJ/t
原油のうちコンデンセート(NGL)	kl			34.8	GJ/t
凝縮油(ガソリン)	kl			33.4	GJ/t
ナフサ	kl			33.3	GJ/t
ジェット燃料油	kl			38.3	GJ/t
灯油	kl			38.5	GJ/t
軽油	kl			38.0	GJ/t
A重油	kl			38.9	GJ/t
B・C重油	kl			41.8	GJ/t
石油アスファルト	t			40.0	GJ/t
石油コークス	t			34.1	GJ/t
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t		59.1	GJ/t
	石油系炭化水素ガス	千m ³		48.1	GJ/千m ³
可燃性	液化天然ガス(LNG)	t		54.7	GJ/t
天然ガス	その他可燃性天然ガス	千m ³		38.4	GJ/千m ³
	輸入原料炭	t		28.7	GJ/t
	コークス用原料炭	t		28.9	GJ/t
	吹込み原料炭	t		28.3	GJ/t
	輸入一般炭	t		28.1	GJ/t
	国産一般炭	t		24.2	GJ/t
	輸入無煙炭	t		27.8	GJ/t
石炭コークス		t		29.0	GJ/t
コールタール		t		37.3	GJ/t
コークス炉ガス		千m ³		18.4	GJ/千m ³
高炉ガス		千m ³		3.23	GJ/千m ³
発電用高炉ガス		千m ³		3.45	GJ/千m ³
転炉ガス		千m ³		7.53	GJ/千m ³
その他	都市ガス	千m ³			GJ/千m ³
	()	千m ³			GJ/千m ³
	小計①			0①	
黒炭	t			13.6	GJ/t
木材	t			13.2	GJ/t
木質燃料	t			17.1	GJ/t
バイオエタノール	kl			23.4	GJ/t
バイオディーゼル	kl			35.8	GJ/t
バイオガス	千m ³			21.2	GJ/千m ³
その他バイオマス	t			13.2	GJ/t
RDF	t			18.0	GJ/t
RPF	t			28.9	GJ/t
廃タイヤ	t			33.2	GJ/t
廃プラスチック	t			29.3	GJ/t
廃油	kl			49.2	GJ/t
廃棄物ガス	千m ³			21.2	GJ/千m ³
混合燃料	t			17.1	GJ/t
水素	t			142.0	GJ/t
アンモニア	t			22.5	GJ/t
その他	()	GJ		-	-
	()	GJ		-	-
	小計②			0②	
他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ		1.17	-
	産業用以外の蒸気	GJ		1.19	-
	湯水	GJ		1.19	-
	冷水	GJ		1.19	-
	その他	()		-	-
	地熱	GJ		-	-
その他使用した熱	温泉熱	GJ		-	-
	太陽熱	GJ		-	-
	雷水熱	GJ		-	-
	その他	()		-	-
	小計③			0③	
電気事業者からの買電	千kWh			8.64	GJ/千kWh
上記以外の買電	オフサイト型PPA	千kWh		3.80	GJ/千kWh
	自己託送(非燃料由来の非化石電気)	千kWh		3.80	GJ/千kWh
	上記以外の自己託送	千kWh		8.64	GJ/千kWh
自家発電	太陽光	千kWh		3.80	GJ/千kWh
	風力	千kWh		3.80	GJ/千kWh
	地熱	千kWh		3.80	GJ/千kWh
	水力	千kWh		3.80	GJ/千kWh
	その他(非燃料由来の非化石)	千kWh		3.80	GJ/千kWh
	小計④			0④	
	合計 GJ	(①)+(②)+(③)+(④)		0⑤	
	原油換算 kl	⑤×0.0258		0⑥	

※ エネルギー使用量の簡易計算表使用上の注意

- ① 計算表の「使用量」の「数値（A）」欄と、「換算係数」の「数値（B）」欄を乗じて計算します。
- ② 都市ガスの換算係数については、契約を調べるか、都市ガス供給事業者にお問合せいただいた数値(GJ/千 m³)を用いてください。（都市ガスは例えばガスの種類13Aでも、ガス会社により換算係数が異なります。）
- ③ 都市ガスの他に、その他の燃料があれば、上記「都市ガス」と同様に、供給会社にお問い合わせ、それぞれ計算してください(桁に注意してください)。
- ④ 燃料にLPGを使用しており、使用量がm³単位で示されている場合には、供給業者にt（トン）に換算する係数を確認し、換算して記入してください。（この係数は供給業者によって異なることがあります。）
- ⑤ 他人からの蒸気（産業用、産業用以外のいずれも）を使用している場合は、使用量をGJで表示する必要があります。受け入れ量がt（トン）で表示されている場合には、これにその蒸気の比エンタルピーを乗じて、GJ単位としてください。この情報では充分でない場合には熱供給業者に確認し、記入してください。

5 6. 5 ガス（エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス）基準による特定事業者

(1) 事業者全体で常時使用される従業員数が21人以上である事業者の、「常時使用される従業員」は、前年の4月1日時点で、期間を定めずに使用されている者もしくは1か月を超える期間を定めて使用されている者（いわゆる「社員」等である期間が連続して1か月を超える者）又は同年の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれる場合があります）。次の表の、「○」のものが該当します。

役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者 (出向者)	別事業者への 下請け労働	他からの派遣者 (出向者)	別事業者からの 下請け労働
×	○	×	×	×	○	○

※ 役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数として数えます。

※ 常時使用する従業員数は、事業者全体で判断します。

(2) 非エネルギー起源温室効果ガス（①非エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）、②メタン（CH₄）、③一酸化二窒素（N₂O）、④ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、⑤パーフルオロカーボン類（PFC）、⑥六ふっ化硫黄（SF₆）、⑦三ふっ化窒素（NF₃））は、次の活動内容により発生するそれぞれの排出量が二酸化炭素換算で 3,000 t 以上かどうかを算定します。

■ 温室効果ガスの排出量の算定方法の詳細については、17 ページ以降を参照してください。

活動の種類と温室効果ガスの種類

活動分野	活動の種類	温室効果ガス							
		エネ起 CO ₂	非エネ起 CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	NF ₃
エネルギー	燃料の使用	○							
	都市ガスの使用	○							
	他人から供給された電気の使用	○							
	他人から供給された熱の使用	○							
	輸送事業者としてのエネルギーの使用	○							
	荷主としてのエネルギーの使用	○							
	燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用			○	○				
	コークスの製造			○					
	電気炉における電気の使用			○					
	石炭の生産		○	○					
	木炭の製造			○	○				
	原油又は天然ガスの試掘		○	○					
	原油又は天然ガスの性状に関する試験		○	○	○				
	原油又は天然ガスの生産		○	○	○				
	原油の輸送		○	○					
	原油の精製			○					
	天然ガスの輸送			○					
	都市ガスの製造又は供給			○					
地熱発電施設における蒸気の生産		○	○						
工業プロセス	セメントクリンカーの製造		○						
	生石灰の製造		○						
	ソーダ石灰ガラスの製造		○						
	炭酸塩の使用		○						
	アンモニアの製造		○						

活動の種類と温室効果ガスの種類

活動分野	活動の種類	温室効果ガス							
		エネ起 CO ₂	非エネ起 CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	NF ₃
工業 プロセス	炭化けい素の製造		○						
	炭化カルシウムの製造		○						
	二酸化チタンの製造		○						
	ソーダ灰の製造		○						
	エチレン等の製造		○	○					
	カーバイド法アセチレンの使用		○						
	炭素電極の電気炉における使用		○						
	鉄鋼の製造における鉄物の使用		○						
	鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼		○						
	潤滑油等の使用		○						
	溶剤の焼却		○						
	ドライアイスの製造又は使用		○						
	炭酸ガスのボンベへの封入		○						
	炭酸ガスの使用		○						
	アジピン酸の製造					○			
	硝酸の製造					○			
	カプロラクタムの製造					○			
麻酔剤の使用					○				
半導体素子等の製造における N ₂ O の使用					○				
農業	家畜の飼養			○					
	家畜の排せつ物の管理			○	○				
	稲作			○					
	耕地における肥料の使用		○		○				
	耕地における農作物の残さの肥料としての使用				○				
	林地における肥料の使用				○				
	植物性の物の焼却			○	○				
廃棄物	廃棄物の埋立処分			○					
	堆肥の生産			○	○				
	廃棄物の焼却		○	○	○				
	工場廃水の処理			○	○				
	下水、し尿等の処理			○	○				

活動の種類と温室効果ガスの種類

活動分野	活動の種類	温室効果ガス							
		エネルギー CO ₂	非エネルギー CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	NF ₃
4 ガス	クロロジフルオロメタン (HCFC-22) の製造					○			
	ハイドロフルオロカーボン (HFC) の製造					○			
	パーフルオロカーボン (PFC) の製造						○		
	六ふっ化硫黄 (SF6) の製造							○	
	三ふっ化窒素 (NF3) の製造								○
	マグネシウム合金の製造					○		○	
	半導体素子等の製造					○	○	○	○
	冷凍空気調和機器の製造					○			
	業務用冷凍空気調和機器の使用の開始					○			
	業務用冷凍空気調和機器の整備					○			
	冷凍空気調和機器の廃棄					○			
	プラスチックの製造					○			
	噴霧器の製造					○			
	噴霧器の使用					○			
	光電池の製造						○		
	溶剤等としての使用					○	○		
	鉄道事業又は軌道事業の用に供された整流器の廃棄						○		
	電気機械器具の製造及び使用の開始							○	
	電気機械器具の使用							○	
	電気機械器具の点検							○	
電気機械器具の廃棄							○		
粒子加速器の使用							○		

6 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定方法は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成11年政令第143号）に示された方法と同様です。以下の算定方法で算出するほか、実測による排出量により算定することもできます。

(1) 算定の対象期間

温室効果ガスの種類ごとに、以下の期間分を算定してください。

ガスの種類	対象期間
二酸化炭素 (CO ₂)	年 度 (4月1日～翌年3月31日)
メタン (CH ₄)	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	暦 年 (1月1日～12月31日)
パーフルオロカーボン類 (PFC)	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	

(2) 算定方法

A エネルギー起源二酸化炭素 (CO₂)

① 燃料の使用

ア 燃料の種類ごとに、燃料使用量に、単位量当たりの発熱量、排出係数（単位熱量当たりの炭素排出量）及び44/12 を乗じて求めます。

算定式 CO ₂ 排出量 (tCO ₂) = (燃料の種類ごとに) 燃料使用量 (t, kl, 千Nm ³) × 単位発熱量 (GJ/t, GJ/kl, GJ/千Nm ³) × 排出係数 (tC/GJ) × 44/12
--

【燃料の種類、単位発熱量及び排出係数】

単位発熱量及び排出係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（平成18年経済産業省・環境省令第3号）（＝算定省令）に定められているものを用いてください。（算定省令に示されている燃料以外の燃料を燃焼させた場合に排出されるCO₂は算定対象外です。）

※ 具体的な燃料種別の発熱量及び排出係数は12ページをご覧ください。

例) 燃料としてC重油を1年間に2,000kl使用した場合

$$2,000 \times 41.8 \times 0.0202 \times (44/12) = 6,192 \text{ tCO}_2$$

※ 排出量算定の有効桁数は、それぞれの排出係数の有効桁数（本例の場合3桁）であり、燃料使用量については、排出係数の有効桁数以上で把握してください。なお、有効桁数処理は、最終的に二酸化炭素換算排出量を確定する際に、各ガスの有効桁数を踏まえて行うため、この段階では、有効桁数処理はしません。

※ 石油系炭化水素ガス、天然ガス、コークス炉ガス、高炉ガス（発電用も含む。）及び転炉ガスについて温度が25℃で圧力が1 barの標準環境状態に換算した量で把握するには、以下の式で行います。

$$\text{標準環境状態体積(m}^3\text{)} = 298.15 \times \frac{\text{計測時圧力 (bar)}}{(273.15 + \text{計測時温度 (}^\circ\text{C)})} \times \text{計測時体積 (m}^3\text{)}$$

※ 液化石油ガス（LPG）の使用量は重量で把握しますが、重量が不明な場合には、体積から次のように換算することができます。

$$\text{LPG使用量 (t)} = \text{LPG使用量 (kl)} \times \text{液密度 (t/kl)}$$

・液密度は、供給元から提供を受けられない場合には、ブタン（液密度：0.5847t/kl）とプロパン（液密度：0.5076t/kl）の割合を供給もとから提供を受けて算定してください。なお、自動車用としては、ブタン：プロパン＝8：2の割合とみなして、液密度を0.5693t/klとすることができます。

※ ガス事業者から供給されたガスを使用している場合は、国が公表する都市ガス事業者ごとの排出係数を用いて算定してください。都市ガス事業者以外の者から供給を受けている場合は、実測等に基づく適切な排出係数、これら以外の場合には、環境大臣・経済産業大臣が公表する係数（代替値）を用いてください。

都市ガス排出係数関連ページ（環境省ホームページ）

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

イ 燃料等から発生する副生エネルギーを販売している場合には、当該販売副生エネルギーについて算定式により計算した量を排出量の合計から控除することができます。

② 他人から供給された電気の使用

ア 他人から供給された電気を使用する際、他人が発電する際に排出した二酸化炭素を間接的に排出したものとみなし、電気使用量に単位使用量当たりの排出量を乗じて求めます。

算定式	CO₂排出量 (tCO₂) = 電気使用量 (kWh) × 単位使用量当たりの排出量 (tCO₂/kWh)
------------	---

【単位使用量当たりの排出量】

電気事業者（小売電気事業者及び一般送配電事業者）から供給された電気を使用している場合は、国が公表する電気事業者ごとの排出係数（基礎排出係数）を用いて算定してください。電気事業者以外の者から供給を受けている場合は、実測等に基づく適切な排出係数、これら以外の場合には、環境大臣・経済産業大臣が公表する係数（代替値）を用いてください。

※ 電気排出係数関連ページ（環境省ホームページ）

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

※ 電気の使用量には、自家発電分や非化石燃料のみで発電された電気（太陽光発電、風力発電等による電気）又は燃料電池から発生した電気、かつ特定できるものは含まれません。また、自己託送を行った場合にはその電力量は使用量に含めず、自己託送を受けた場合は使用量に含めてください。

イ 他人に電気を供給した場合（自己託送を行った場合を含む）には、次の式で算出される量をエネルギー起源二酸化炭素の排出量から控除します。

CO₂ 控除量 (tCO₂)

$$= \text{電気販売量(kWh)} \times \text{単位販売量当たりの排出量 (tCO}_2\text{/kWh)}$$

この場合の単位販売量当たりの排出量は、発電に伴い発生した二酸化炭素排出量を発電電力で除して求めることができます。

$$\text{単位電気販売量当たりの排出量} = \frac{\text{発電のための燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times (44/12)}{\text{発電した電気の量}}$$

③ 他人から供給された熱の使用

ア 他人から供給された熱（産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水、冷水）を使用する場合、他人が熱を発生させる際に発生した二酸化炭素を間接的に排出したものとみなし、熱の種類ごとに熱使用量、単位使用量当たりの排出量を乗じて求めます。

算定式 CO₂排出量 (tCO₂)
 = (熱の種類ごとに) 熱使用量(GJ)
 × 単位使用量当たりの排出量 (tCO₂/GJ)

【単位使用量当たりの排出量】

算定省令で、熱の種類ごとに次のように規定されています。

熱の種類	排出係数
産業用蒸気	0.0654tCO ₂ /GJ
蒸気（産業用のものは除く。）、温水、冷水	熱供給事業者別係数を使用

※ 蒸気（産業用のものは除く。）、温水、冷水等について熱供給事業者から供給された熱を使用している場合は、国が公表する熱供給事業者ごとの排出係数を用いて算定してください。熱供給事業者以外の者から供給を受けている場合は、実測等に基づく適切な排出係数、これら以外の場合には、環境大臣・経済産業大臣が公表する係数（代替値）を用いてください。

熱排出係数関連ページ（環境省ホームページ）

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

イ 他人に熱を供給した場合には、次の式で算出される量をエネルギー起源二酸化炭素の排出量から控除します。

CO₂ 控除量 (tCO₂)

$$= \text{熱販売量(GJ)} \times \text{単位販売量当たりの排出量 (tCO}_2\text{/GJ)}$$

この場合の単位販売量当たりの排出量は、熱の発生に伴い発生した二酸化炭素排出量を発生熱量で除して求めることができます。

単位熱販売量当たりの排出量 =

$$\frac{\text{熱の発生のための燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times (44/12) + \text{熱の発生のために使用した電力使用量} \times \text{排出係数}}{\text{発生させた熱の量}}$$

発生させた熱の量

※ 以上①～③の考え方を踏まえ、次ページの表により算出することができます。

温室効果ガス排出量計算表

1 エネルギー起源CO2排出量 計算表

(1)化石燃料・非化石燃料

エネルギーの種類	使用量		発熱量		(A)×(B) (ア)	排出係数 (イ) (tC/GJ)	A×イ ×(44/12) (tCO2) (ウ)	
	(A)	単位	換算係 数(B)	単位				
化石燃料	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	kl	38.3	GJ/kl	0	0.0190	0	
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl	34.8	GJ/kl	0	0.0183	0	
	揮発油(ガソリン)	kl	33.4	GJ/kl	0	0.0187	0	
	ナフサ	kl	33.3	GJ/kl	0	0.0186	0	
	ジェット燃料油	kl	36.3	GJ/kl	0	0.0186	0	
	灯油	kl	36.5	GJ/kl	0	0.0187	0	
	軽油	kl	38.0	GJ/kl	0	0.0188	0	
	A重油	kl	38.9	GJ/kl	0	0.0193	0	
	B・C重油	kl	41.8	GJ/kl	0	0.0202	0	
	潤滑油	kl	40.2	GJ/kl	0	0.0199	0	
	石油アスファルト	t	40.0	GJ/t	0	0.0204	0	
	石油コークス、FCCコーク	t	34.1	GJ/t	0	0.0245	0	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	50.1	GJ/t	0	0.0163	0
		石油系炭化水素ガス	千m3	46.1	GJ/千m3	0	0.0144	0
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	54.7	GJ/t	0	0.0139	0
		天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	千m3	38.4	GJ/千m3	0	0.0139	0
	石炭	輸入原料炭	t	28.7	GJ/t	0	0.0246	0
		コークス用原料炭	t	28.9	GJ/t	0	0.0245	0
		吹込用原料炭	t	28.3	GJ/t	0	0.0251	0
		輸入一般炭	t	26.1	GJ/t	0	0.0243	0
		国産一般炭	t	24.2	GJ/t	0	0.0242	0
		輸入無煙炭	t	27.8	GJ/t	0	0.0259	0
	石炭コークス	t	29.0	GJ/t	0	0.0299	0	
	コールタール	t	37.3	GJ/t	0	0.0209	0	
	コークス炉ガス	千m3	18.4	GJ/千m3	0	0.0109	0	
	高炉ガス	千m3	3.23	GJ/千m3	0	0.0264	0	
	発電用高炉ガス	千m3	3.45	GJ/千m3	0	0.0264	0	
転炉ガス	千m3	7.53	GJ/千m3	0	0.0420	0		
その他の燃料	都市ガス 13A	千m3		GJ/千m3	0		0	
		*		GJ/*	0		0	
		**		GJ/**	0		0	
非化石燃料	RDF(ごみ固形燃料)	t	18.0	GJ/t	0	0.0162	0	
	RPF(ごみ固形燃料)	t	26.9	GJ/t	0	0.0166	0	
	廃タイヤ	t	33.2	GJ/t	0	0.0135	0	
	廃プラスチック(一般廃棄物)	t	29.3	GJ/t	0	0.0257	0	
	廃プラスチック(産業廃棄物)	t	29.3	GJ/t	0	0.0239	0	
	廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く)、 廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く)か ら製造された燃料炭化水素油	t	40.2	GJ/kl	0	0.0179	0	
	廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	t	38.0	GJ/kl	0	0.0188	0	
	その他	*		GJ/*	0		0	
	**		GJ/**	0		0		

(2)熱・電気

種別	使用量 (カ)	単位	排出係数 (tCO2/GJ) (キ)	(カ)×(キ) (tCO2) (ク)
熱	産業用蒸気	GJ	0.0654	0
	産業用以外の蒸気	GJ		0
	温水	GJ		0
	冷水	GJ		0
	その他使用した熱	GJ		0
	GJ	0	0	

種別	使用量 (ケ)	単位	排出係数 (tCO2/kWh) (コ)	(ケ)×(コ) (tCO2) (サ)
電気	電気事業者からの買電	kWh		0
		kWh		0
	その他	kWh		0
	自家発電	kWh		0

エネルギー起源CO2排出量 合計 <(1)化石燃料・非化石燃料 + (2)熱・電気>

(ウ)、(ク)、(サ)欄の合計	(シ)	販売された燃料及び他人への熱、電気の 供給分等控除排出量の計(ス)	エネルギー起源 二酸化炭素排出量合計 (シ)-(ス) (セ)
0	tCO2	0	tCO2

※計算結果は必ず確認してください

※都市ガスの発熱量換算係数については、契約を調べるか都市ガス供給事業者にお問い合わせください。

エネルギー起源二酸化炭素(CO2)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
燃料（都市ガスを除く。）の使用	(燃料種ごとに) 燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12	単位使用量当たりの発熱量：別表1 単位発熱量当たりの炭素排出量：別表2		
都市ガスの使用	都市ガス使用量×単位使用量当たりの排出量	ガス事業者が供給した都市ガスを使用している場合	環境大臣及び経済産業大臣が公表するガス事業者ごとの係数	
		上記の規定により算定できない場合	実測等に基づき適切と認められるもの	
		上記2つの規定により算定できない場合	代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数	
他人から供給された電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	電気事業者が供給した電気を使用している場合	環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの係数	
		上記の規定により算定できない場合	実測等に基づき適切と認められるもの	
		上記2つの規定により算定できない場合	代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数	
他人から供給された熱の使用	(熱の種類ごとに) 熱使用量×単位使用量当たりの排出量	産業用蒸気	tCO ₂ /GJ	0.0654
		<産業用以外の蒸気、温水及び冷水> 熱供給事業者が供給した熱を使用している場合	環境大臣及び経済産業大臣が公表する熱供給事業者ごとの係数	
		<産業以外の蒸気、温水及び冷水> 上記の規定により算定できない場合	実測等に基づき適切と認められるもの	
		<産業以外の蒸気、温水及び冷水>	代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数	
		上記2つの規定により算定できない場合		

【根拠条文】政令第7条第1項第1号、算定省令第2条及び別表第1

別表1 燃料種別の発熱量

燃料種		単位	値
固体化石燃料	輸入原料炭	GJ/t	28.7
	コークス用原料炭	GJ/t	28.9
	吹込用原料炭	GJ/t	28.3
	輸入一般炭	GJ/t	26.1
	国産一般炭	GJ/t	24.2
	輸入無煙炭	GJ/t	27.8
	石炭コークス	GJ/t	29.0
	石油コークス又はFCCコーク（流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素）	GJ/t	34.1
	コールタール	GJ/t	37.3
	石油アスファルト	GJ/t	40.0
	液体化石燃料	コンデンセート（NGL）	GJ/kl
原油（コンデンセート（NGL）を除く。）		GJ/kl	38.3
揮発油		GJ/kl	33.4
ナフサ		GJ/kl	33.3
ジェット燃料油		GJ/kl	36.3
灯油		GJ/kl	36.5
軽油		GJ/kl	38.0
A重油		GJ/kl	38.9
B・C重油		GJ/kl	41.8
潤滑油		GJ/kl	40.2
気体化石燃料	液化石油ガス（LPG）	GJ/t	50.1
	石油系炭化水素ガス	GJ/千m ³	46.1
	液化天然ガス（LNG）	GJ/t	54.7
	天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く。）	GJ/千m ³	38.4
	コークス炉ガス	GJ/千m ³	18.4
	高炉ガス	GJ/千m ³	3.23
	発電用高炉ガス	GJ/千m ³	3.45
	転炉ガス	GJ/千m ³	7.53
	都市ガス（※エネ起CO ₂ は供給事業者別排出係数を使用）	GJ/千m ³	40.0
廃棄物の燃料利用	RDF	GJ/t	18.0
	RPF	GJ/t	26.9
	廃タイヤ	GJ/t	33.2
	廃プラスチック類（一般廃棄物）	GJ/t	29.3
	廃プラスチック類（産業廃棄物）	GJ/t	29.3
	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）、廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）から製造された燃料炭化水素油	GJ/kl	40.2
	廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	GJ/kl	38.0
バイオマス燃料	木材	GJ/t	13.2
	木質廃材	GJ/t	17.1
	黒液	GJ/t	13.6
	バイオガス	GJ/千m ³	21.2
	その他のバイオマス燃料	GJ/t	13.2

【根拠条文】算定省令第2条第4項、第4条第1項、第5条第1項、別表第1及び別表第5

別表2 燃料種別の炭素排出係数

	燃料種	単位	値
固体化石燃料	輸入原料炭	tC/GJ	0.0246
	コークス用原料炭	tC/GJ	0.0245
	吹込用原料炭	tC/GJ	0.0251
	輸入一般炭	tC/GJ	0.0243
	国産一般炭	tC/GJ	0.0242
	輸入無煙炭	tC/GJ	0.0259
	石炭コークス	tC/GJ	0.0299
	石油コークス又はFCCコーク（流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素）	tC/GJ	0.0245
	コールタール	tC/GJ	0.0209
	石油アスファルト	tC/GJ	0.0204
液体化石燃料	コンデンセート（NGL）	tC/GJ	0.0183
	原油（コンデンセート（NGL）を除く。）	tC/GJ	0.0190
	揮発油	tC/GJ	0.0187
	ナフサ	tC/GJ	0.0186
	ジェット燃料油	tC/GJ	0.0186
	灯油	tC/GJ	0.0187
	軽油	tC/GJ	0.0188
	A重油	tC/GJ	0.0193
	B・C重油	tC/GJ	0.0202
	潤滑油	tC/GJ	0.0199
気体化石燃料	液化石油ガス（LPG）	tC/GJ	0.0163
	石油系炭化水素ガス	tC/GJ	0.0144
	液化天然ガス（LNG）	tC/GJ	0.0139
	天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く。）	tC/GJ	0.0139
	コークス炉ガス	tC/GJ	0.0109
	高炉ガス	tC/GJ	0.0264
	発電用高炉ガス	tC/GJ	0.0264
	転炉ガス	tC/GJ	0.0420
廃棄物の燃料利用	RDF	tC/GJ	0.0162
	RPF	tC/GJ	0.0166
	廃タイヤ	tC/GJ	0.0135
	廃プラスチック類（一般廃棄物）	tC/GJ	0.0257
	廃プラスチック類（産業廃棄物）	tC/GJ	0.0239
	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）、廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）から製造された燃料炭化水素油	tC/GJ	0.0179
	廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	tC/GJ	0.0188

【根拠条文】算定省令第2条第4項及び別表第1

(参考1) 燃料の使用に関する排出係数(別表1×別表2×(44/12))

燃料種		単位	値
固体化石燃料	輸入原料炭	tCO ₂ /t	2.59
	コークス用原料炭	tCO ₂ /t	2.60
	吹込用原料炭	tCO ₂ /t	2.60
	輸入一般炭	tCO ₂ /t	2.33
	国産一般炭	tCO ₂ /t	2.15
	輸入無煙炭	tCO ₂ /t	2.64
	石炭コークス	tCO ₂ /t	3.18
	石油コークス又はFCCコーク(流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素)	tCO ₂ /t	3.06
	コールタール	tCO ₂ /t	2.86
	石油アスファルト	tCO ₂ /t	2.99
	液体化石燃料	コンデンセート(NGL)	tCO ₂ /kl
原油(コンデンセート(NGL)を除く。)		tCO ₂ /kl	2.67
揮発油		tCO ₂ /kl	2.29
ナフサ		tCO ₂ /kl	2.27
ジェット燃料油		tCO ₂ /kl	2.48
灯油		tCO ₂ /kl	2.50
軽油		tCO ₂ /kl	2.62
A重油		tCO ₂ /kl	2.75
B・C重油		tCO ₂ /kl	3.10
潤滑油		tCO ₂ /kl	2.93
気体化石燃料	液化石油ガス(LPG)	tCO ₂ /t	2.99
	石油系炭化水素ガス	tCO ₂ /千m ³	2.43
	液化天然ガス(LNG)	tCO ₂ /t	2.79
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tCO ₂ /千m ³	1.96
	コークス炉ガス	tCO ₂ /千m ³	0.735
	高炉ガス	tCO ₂ /千m ³	0.313
	発電用高炉ガス	tCO ₂ /千m ³	0.334
	転炉ガス	tCO ₂ /千m ³	1.16
廃棄物の燃料利用	RDF	tCO ₂ /t	1.07
	RPF	tCO ₂ /t	1.64
	廃タイヤ	tCO ₂ /t	1.64
	廃プラスチック類(一般廃棄物)	tCO ₂ /t	2.76
	廃プラスチック類(産業廃棄物)	tCO ₂ /t	2.57
	廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く。)、廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く。)から製造された燃料炭化水素油	tCO ₂ /kl	2.64
	廃プラスチック類から製造される燃料炭化水素油	tCO ₂ /kl	2.62

【根拠条文】算定省令第2条第4項及び別表第1

B その他の温室効果ガス（非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）

a) 対象となる活動の抽出

非エネルギー起源二酸化炭素等の排出量の算定にあたっては、まず、温室効果ガスごとに定められた当該温室効果ガスを排出する活動のうち、事業者が県内の工場等で行っている活動を抽出します。

※排出活動の抽出は、事業者が行う事業活動全てを対象とすることとし、例えば、自らが管理する設備を他社がメンテナンスするような場合についても、自社の管理する事業所内で行われる温室効果ガスを排出する活動であれば、自らの排出活動として抽出します。

b) 活動ごとの排出量の算定

抽出した活動ごとに、基本的には、次の算定式により算定します。

算定式 温室効果ガス排出量 (tガス)
= 活動量 × 排出係数 (活動当たりの排出量)

※ 活動量とは、温室効果ガスの排出と関連のある排出活動の規模を表す指標で、生産量、使用量、焼却量等（活動により異なります）がこれに当たります。

※ 排出量は、排出係数の有効数字にあわせた桁数で算定することとし、活動量は、排出係数の有効桁数以上で把握、算定します。

● 活動ごとの算定式及び排出係数は、19 ページ以降を参照してください。

c) 排出量の合計の算定

温室効果ガスごとに、活動ごとに算定した排出量を合算します。この場合、他人に供給した温室効果ガスの量は、温室効果ガスの排出量から控除してください。

※なお、HFC、PFCは、個別のガスにより地球温暖化係数（温室効果ガスごとに地球温暖化をもたらす程度について、CO₂との比を表した数値）が異なるため、個別の温室効果ガスごとに合算してCO₂換算をしてください。

d) 排出量の二酸化炭素換算値の算定

上記c) で算定した温室効果ガスごとの排出量を、次の式により、二酸化炭素の排出量に換算します。

温室効果ガス排出量 (tCO ₂)
= 温室効果ガス排出量 (tガス) × 地球温暖化係数

地球温暖化係数

温室効果ガス		地球温暖化係数	
1	二酸化炭素	CO ₂	1
2	メタン	CH ₄	28
3	一酸化二窒素	N ₂ O	265
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	-
	①トリフルオロメタン	HFC-23	12,400
	②ジフルオロメタン	HFC-32	677
	③フルオロメタン	HFC-41	116
	④1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,170
	⑤1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,120
	⑥1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300
	⑦1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	328
	⑧1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,800
	⑨1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	16
	⑩1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	138
	⑪フルオロエタン	HFC-161	4
	⑫1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,350
	⑬1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	8,060
	⑭1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,330
	⑮1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,210
	⑯1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	716
	⑰1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	858
	⑱1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	804
⑲1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,650	
5	パーフルオロカーボン	PFC	-
	①パーフルオロメタン	PFC-14	6,630
	②パーフルオロエタン	PFC-116	11,100
	③パーフルオロプロパン	PFC-218	8,900
	④パーフルオロシクロプロパン	PFC-c216	9,200
	⑤パーフルオロブタン	PFC-31-10	9,200
	⑥パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	9,540
	⑦パーフルオロペンタン	PFC-41-12	8,550
	⑧パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,910
⑨パーフルオロデカリン	PFC-91-18	7,190	
6	六ふっ化硫黄	SF ₆	23,500
7	三ふっ化窒素	NF ₃	16,100

※ 算定結果は、活動別の排出量の有効数字にあわせた桁数としてください。

非エネルギー起源二酸化炭素(CO2)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数			
		区分	単位	値	
石炭の生産	坑内掘生産量×(排出される時期ごとに) 単位生産量当たりの排出量	石炭坑での採掘における採掘時	tCO ₂ /t	0.000037	
		石炭坑での採掘における採掘後の工程時	tCO ₂ /t	0.000040	
	露天掘生産量×(排出される時期ごとに) 単位生産量当たりの排出量	露天掘による採掘における採掘時	tCO ₂ /t	0.000019	
		露天掘による採掘における採掘後の工程時	tCO ₂ /t	0.000016	
原油又は天然ガスの試掘	試掘された坑井数×単位井数当たりの排出量	—	tCO ₂ /井数	0.000028	
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた坑井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tCO ₂ /井数	5.7	
原油又は天然ガスの生産	原油(コンデンセートを除く。)生産量×単位生産量当たりの排出量	生産に係る坑井における通気弁	tCO ₂ /kl	0.000095	
		生産に係る陸上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCO ₂ /kl	0.00013	
		生産に係る海上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCO ₂ /kl	0.000000043	
		生産に付随して発生するガスの焼却	tCO ₂ /kl	0.041	
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産に係る坑井における通気弁	tCO ₂ /m ³	0.00013	
		生産に係る陸上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCO ₂ /m ³	0.000000082	
		生産に係る海上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCO ₂ /m ³	0.000000014	
		生産に伴い処理に係る施設からの排出	tCO ₂ /m ³	0.00000024	
		採掘に付随して発生するガスの焼却	tCO ₂ /m ³	0.0000012	
		処理に付随して発生するガスの焼却	tCO ₂ /m ³	0.0000018	
		生産された坑井数×単位井数当たりの点検に伴う排出量	坑井の点検	tCO ₂ /井数	0.00048
	原油の輸送	原油輸送量×単位輸送量当たりの排出量	原油(コンデンセートを除く。)(パイプラインにより輸送している場合)	tCO ₂ /kl	0.00000049
			原油(コンデンセートを除く。)(パイプライン以外により輸送している場合)	tCO ₂ /kl	0.0000023
コンデンセート			tCO ₂ /kl	0.0000072	
地熱発電施設における蒸気生産	蒸気生産量×単位生産量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	0.0087	
セメントクリンカーの製造	セメントクリンカー製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	0.515	
生石灰の製造	(原料種ごとに) 使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO ₂ /t	0.428	
		ドロマイト	tCO ₂ /t	0.449	
ソーダ石灰ガラスの製造	(原料種ごとに) 使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO ₂ /t	0.440	
		ドロマイト	tCO ₂ /t	0.471	
		ソーダ灰(国内産)	tCO ₂ /t	0.413	
		ソーダ灰(輸入)	tCO ₂ /t	0.415	
		炭酸バリウム	tCO ₂ /t	0.22	
		炭酸カリウム	tCO ₂ /t	0.32	
		炭酸ストロンチウム	tCO ₂ /t	0.30	
炭酸リチウム	tCO ₂ /t	0.60			
その他用途・プロセスでの炭酸塩の使用	使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO ₂ /t	0.440	
		ドロマイト	tCO ₂ /t	0.471	
		ソーダ灰(国内産)	tCO ₂ /t	0.413	
		ソーダ灰(輸入)	tCO ₂ /t	0.415	

非エネルギー起源二酸化炭素(CO2)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
アンモニアの製造	(原料種ごとに) 原料使用量×単位使用量当たりの排出量	石炭	tCO ₂ /t	2.33
		石油コークス	tCO ₂ /t	3.06
		ナフサ	tCO ₂ /kl	2.27
		液化天然ガス (LNG)	tCO ₂ /t	2.79
		天然ガス (液化天然ガス (LNG) を除く。)	tCO ₂ /千m ³	1.96
炭化けい素の製造	石油コークス使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	2.3
炭化カルシウムの製造	炭化カルシウム製造量×単位製造量当たりの排出量	炭化カルシウムの製造	tCO ₂ /t	1.09
		製造された生石灰を炭化カルシウムの原料として使用した場合の生石灰の製造	tCO ₂ /t	0.76
二酸化チタンの製造	(製造方法ごとに) 二酸化チタン製造量×単位製造量当たりの排出量	二酸化チタンをルチルから分離させる方法	tCO ₂ /t	1.43
		塩化チタンと酸素を化学反応させる方法	tCO ₂ /t	1.34
ソーダ灰の製造	ソーダ灰の製造によるCO ₂ 使用量	—	—	—
エチレン等の製造	(製品の種類ごとに) 製造量×単位製造量当たりの排出量	エチレン (ナフサからの製造)	tCO ₂ /t	1.56
		エチレン (軽油からの製造)	tCO ₂ /t	2.06
		エチレン (エタンからの製造)	tCO ₂ /t	0.86
		エチレン (プロパンからの製造)	tCO ₂ /t	0.94
		エチレン (ブタンからの製造)	tCO ₂ /t	0.96
		エチレン (その他原料からの製造)	tCO ₂ /t	1.56
		クロロエチレン	tCO ₂ /t	0.065
		酸化エチレン	tCO ₂ /t	0.33
		アクリロニトリル	tCO ₂ /t	0.73
		カーボンブラック	tCO ₂ /t	2.1
		無水フタル酸	tCO ₂ /t	0.37
		無水マレイン酸	tCO ₂ /t	1.1
		水素	tCO ₂ /Nm ³	0.00085
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	アセチレン使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	3.38
電気炉における炭素電極の使用	炭素電極使用量×単位使用量当たりの排出量	製鋼用の電気炉	tCO ₂ /t	44/12
鉄鋼の製造における鋳物の使用	(原料種ごとに) 使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO ₂ /t	0.440
		ドロマイト	tCO ₂ /t	0.471
鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼 (フレアリング)	(ガス種ごとに) 燃焼 (フレアリング) 量×単位燃焼 (フレアリング) 量当たりの排出量	高炉ガス	tCO ₂ /千m ³	0.313
		転炉ガス	tCO ₂ /千m ³	1.16
潤滑油等の使用	(製品の種類ごとに) 使用量×単位使用量当たりの排出量	潤滑油	tCO ₂ /kl	0.587
		グリース	tCO ₂ /t	0.150
		パラフィンろう	tCO ₂ /t	0.598
非メタン揮発性有機化合物 (NMVOC)を含む溶剤の焼却	焼却量×単位焼却量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	2.35
ドライアイスの製造	ドライアイスの製造のために使用したCO ₂ の量-ドライアイス出荷量	—	—	—

非エネルギー起源二酸化炭素(CO2)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
耕地における肥料の使用	(肥料の種類ごとに) 使用量×単位使用量当たりの排出量	トロマイト	tCO ₂ /t	0.48
		炭酸カルシウム	tCO ₂ /t	0.44
		尿素	tCO ₂ /t	0.73
廃棄物の焼却	(廃棄物の種類ごとに) 焼却量×単位焼却量当たりの排出量	廃油 (植物性のもの及び物性のもの並びに特定有害産業廃棄物を除く。)	tCO ₂ /t	2.93
		廃油 (特定有害産業廃棄物に限る。)	tCO ₂ /t	1.02
		合成繊維	tCO ₂ /t	2.31
		廃タイヤ	tCO ₂ /t	1.64
		合成繊維及び廃タイヤ以外の廃プラスチック類 (産業廃棄物)	tCO ₂ /t	2.56
		ポリエチレンテレフタレート製の容器	tCO ₂ /t	2.27
		廃プラスチック類 (合成繊維、廃タイヤ、廃プラスチック類 (産業廃棄物であるものに限る。)) 及びポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。)	tCO ₂ /t	2.76
		紙くず	tCO ₂ /t	0.144
紙おむつ	tCO ₂ /t	1.22		

【根拠条文】政令第7条第1項第2号及び別表第7、算定省令第3条及び別表第2、別表第3、別表第3の2

メタン(CH4)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
燃料の使用	(燃料種・炉種ごとに) 燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量 (別表1) ×単位発熱量当たりの排出量	ボイラー (固体化石燃料、RDF、RPF、廃タイヤ、廃プラスチック類)	tCH ₄ /GJ	0.00000013
		ボイラー (原油、B・C重油)	tCH ₄ /GJ	0.00000010
		ボイラー (液体化石燃料 (原油及びB・C重油を除く。)、廃油、油化された廃プラスチック類)	tCH ₄ /GJ	0.00000026
		ボイラー (気体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.00000023
		ボイラー (発電施設での利用) (木材、木質廃材)	tCH ₄ /GJ	0.00000020
		ボイラー (熱利用施設での利用) (木材、木質廃材)	tCH ₄ /GJ	0.000016
		ボイラー (発電施設及び熱利用施設での使用を除く。)(木質廃材)	tCH ₄ /GJ	0.000075
		ボイラー (黒液)	tCH ₄ /GJ	0.0000043
		ボイラー (バイオガス)	tCH ₄ /GJ	0.00000090
		ボイラー (その他バイオマス燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000016
		金属 (銅、鉛及び亜鉛を除く。) 精錬用坩結炉 (化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000031
		金属精錬用ペレット焼成炉 (化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000017
		金属鍛造炉、金属圧延加熱炉、金属又は金属製品の熱処理用加熱炉 (固体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000013
		金属鍛造炉、金属圧延加熱炉、金属又は金属製品の熱処理用加熱炉 (液体化石燃料、気体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.00000043
		石油製品、石油化学製品若しくはコークス製品の製造に用いる加熱炉又はガス加熱炉 (固体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000013
		石油製品、石油化学製品若しくはコークス製品の製造に用いる加熱炉又はガス加熱炉 (液体化石燃料、気体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.00000016
		触媒再生塔 (石炭を除く固体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000000054
		焼成炉 (金属精錬用ペレット焼成炉を除く。)(化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000015
		セメント原料乾燥炉、れんが原料乾燥炉、骨材又は珪型の乾燥炉 (化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000029
		その他乾燥炉 (化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000066
		その他工業炉 (固体化石燃料、RDF、廃タイヤ、廃プラスチック類)	tCH ₄ /GJ	0.000013
		その他工業炉 (液体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.00000083
		その他工業炉 (気体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000023
		ガスタービン (航空機又は船舶に用いられるものを除く。)(液体化石燃料、気体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.00000081
		ディーゼル機関 (自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。)(液体化石燃料、気体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.00000070
ガス機関又はガリン機関 (航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。)(液体化石燃料、気体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000054		

メタン (CH₄)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
燃料の使用	(燃料種・炉種ごとに) 燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの排出量	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活の用に供する機械器具 (固体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.00029
		業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活の用に供する機械器具 (液体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000095
		業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活の用に供する機械器具 (気体化石燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000045
		業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活の用に供する機械器具 (バイオマス燃料)	tCH ₄ /GJ	0.00029
コークスの製造	コークス製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCH ₄ /t	0.00012
電気炉における電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	製鋼、合金鉄、炭化けい素の製造の用に供する電気炉	tCH ₄ /kWh	0.000000046
石炭の生産	坑内掘生産量×(排出される時期ごとに) 単位生産量当たりの排出量	石炭坑での採掘における採掘時	tCH ₄ /t	0.0015
		石炭坑での採掘における採掘後の工程時	tCH ₄ /t	0.0017
	露天掘生産量×(排出される時期ごとに) 単位生産量当たりの排出量	露天掘による採掘における採掘時	tCH ₄ /t	0.00080
		露天掘による採掘における採掘後の工程時	tCH ₄ /t	0.000067
木炭の製造	木炭製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCH ₄ /t	0.040
原油又は天然ガスの試掘	試掘された坑井数×単位井数当たりの排出量	—	tCH ₄ /井数	0.00043
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた坑井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tCH ₄ /井数	0.27
原油又は天然ガスの生産	原油 (コンデンセートを除く。) 生産量×単位生産量当たりの排出量	生産に係る坑井における通気弁	tCH ₄ /kl	0.00072
		生産に伴い陸上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCH ₄ /kl	0.0018
		生産に伴い海上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCH ₄ /kl	0.00000059
		生産に付随して発生するガスの焼却	tCH ₄ /kl	0.000025
		生産に係る陸上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCH ₄ /m ³	0.0000023
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産に係る海上の坑井における施設からの生産に係る排出	tCH ₄ /m ³	0.00000038
		生産に伴い処理に係る施設からの排出	tCH ₄ /m ³	0.00000076
		採掘に付随して発生するガスの焼却	tCH ₄ /m ³	0.0000000076
		処理に付随して発生するガスの焼却	tCH ₄ /m ³	0.000000012
		生産された坑井数×単位井数当たりの点検に伴う排出量	—	tCH ₄ /井数
原油の輸送	原油輸送量×単位輸送量当たりの排出量	原油 (パイプラインによる輸送)	tCH ₄ /kl	0.00000054
		原油 (パイプライン以外による輸送)	tCH ₄ /kl	0.000025
		コンデンセート	tCH ₄ /kl	0.00011
原油の精製	コンデンセート精製量×単位精製量当たりの排出量	貯蔵時	tCH ₄ /kl	0.000000026
		精製時	tCH ₄ /kl	0.0000024
	原油 (コンデンセートを除く。) 精製量×単位精製量当たりの排出量	貯蔵時	tCH ₄ /kl	0.000000029
		精製時	tCH ₄ /kl	0.0000026
天然ガスの輸送	天然ガス輸送量×単位輸送量当たりの排出量	—	tCH ₄ /m ³	0.00000012
都市ガスの製造	(原料種ごとに) 原料使用量×単位使用量当たりの排出量	液化天然ガス (LNG)	tCH ₄ /PJ	0.26
		天然ガス (液化天然ガス (LNG) を除く。)	tCH ₄ /PJ	0.26
都市ガスの供給	都市ガス供給量×単位供給量当たりの排出量	—	tCH ₄ /千m ³	0.0000095

メタン(CH4)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
地熱発電施設における蒸気の生産	蒸気生産量×単位生産量当たりの排出量	—	tCH ₄ /t	0.000017
エチレン等の製造	(製品の種類ごとに) 製造量×単位製造量当たりの排出量	エチレン (エタンからの製造)	tCH ₄ /t	0.0060
		エチレン (エタンからの製造を除く。)	tCH ₄ /t	0.0030
		酸化エチレン	tCH ₄ /t	0.0018
		カーボンブラック	tCH ₄ /t	0.029
		スチレン	tCH ₄ /t	0.000031
家畜の飼養 (消化管内発酵)	(家畜種ごとに) 平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当たりの体内からの排出量	乳用牛	tCH ₄ /頭	0.10
		用牛	tCH ₄ /頭	0.063
		馬	tCH ₄ /頭	0.018
		めん羊	tCH ₄ /頭	0.0080
		山羊	tCH ₄ /頭	0.0050
		豚	tCH ₄ /頭	0.0014
		水牛	tCH ₄ /頭	0.055
家畜の排せつ物の管理	(家畜のふん尿の管理方法ごとに) ふん尿中の有機物量×単位有機物量当たりの管理に伴う排出量	牛のふん尿 (天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0020
		牛のふん尿 (火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
		乳用牛のふん尿 (堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.038
		用牛のふん尿 (堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.0013
		牛のふん尿 (焼却)	tCH ₄ /t	0.0040
		牛のふん尿 (浄化)	tCH ₄ /t	0.0030
		乳用牛のふん尿 (貯留又は産業廃棄物処理)	tCH ₄ /t	0.023
		用牛のふん尿 (貯留又は産業廃棄物処理)	tCH ₄ /t	0.034
		牛のふん (強制発酵)	tCH ₄ /t	0.0011
		牛の尿 (強制発酵)	tCH ₄ /t	0.0011
		乳用牛のふん尿の混合物 (強制発酵)	tCH ₄ /t	0.0011
		用牛のふん尿の混合物 (強制発酵)	tCH ₄ /t	0.0011
		乳用牛のふん (メタン発酵)	tCH ₄ /t	0.038
		用牛のふん (メタン発酵)	tCH ₄ /t	0.0013
		乳用牛の尿又はふん尿の混合物 (メタン発酵)	tCH ₄ /t	0.030
		用牛の尿又はふん尿の混合物 (メタン発酵)	tCH ₄ /t	0.035
		乳用牛のふん (その他処理)	tCH ₄ /t	0.038
		用牛のふん (その他処理)	tCH ₄ /t	0.0040
		乳用牛の尿又はふん尿の混合物 (その他処理)	tCH ₄ /t	0.038
用牛の尿又はふん尿の混合物 (その他処理)	tCH ₄ /t	0.040		

メタン(CH4)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
家畜の排せつ物の管理	(家畜のふん尿の管理方法ごとに) ふん尿中の有機物量×単位有機物量当たりの管理に伴う排出量	豚のふん尿 (天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0020
		豚のふん尿 (火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
		豚のふん尿 (堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.0016
		豚のふん尿 (焼却)	tCH ₄ /t	0.0040
		豚のふん尿 (浄化)	tCH ₄ /t	0.0091
		豚のふん尿 (貯留又は産業廃棄物処理)	tCH ₄ /t	0.092
		豚のふん (強制発酵)	tCH ₄ /t	0.00080
		豚の尿 (強制発酵)	tCH ₄ /t	0.0030
		豚のふんと尿の混合物 (強制発酵)	tCH ₄ /t	0.00080
		豚のふん (メタン発酵)	tCH ₄ /t	0.0016
		豚の尿又はふんと尿の混合物 (メタン発酵)	tCH ₄ /t	0.036
		豚のふん (その他処理)	tCH ₄ /t	0.0040
		豚の尿又はふんと尿の混合物 (その他処理)	tCH ₄ /t	0.11
		鶏のふん (天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0014
		鶏のふん (火力乾燥又は炭化処理)	tCH ₄ /t	0
		採卵鶏のふん (堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.0013
		ブロイラーのふん (堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.00020
		鶏のふん (焼却)	tCH ₄ /t	0.0040
		採卵鶏のふん (貯留又は産業廃棄物処理)	tCH ₄ /t	0.0013
		ブロイラーのふん (貯留又は産業廃棄物処理)	tCH ₄ /t	0.00020
		鶏のふん (強制発酵)	tCH ₄ /t	0.00080
		採卵鶏のふん (メタン発酵)	tCH ₄ /t	0.0013
		ブロイラーのふん (メタン発酵)	tCH ₄ /t	0.00020
		鶏のふん (その他処理)	tCH ₄ /t	0.0040
	(家畜種ごとに) 平均的な飼養頭羽数×単位飼養頭羽数当たりのふん尿からの排出量	馬	tCH ₄ /頭	0.0023
		めん羊	tCH ₄ /頭	0.00028
		山羊	tCH ₄ /頭	0.00020
		水牛	tCH ₄ /頭	0.0020
		うさぎ	tCH ₄ /羽	0.000080
		ミンク	tCH ₄ /頭	0.00068
		(家畜種ごとに) 平均的な放牧頭羽数×単位放牧頭羽数当たりのふん尿からの排出量	牛	tCH ₄ /頭
	鶏		tCH ₄ /羽	0.0000059
稲作	(水田種ごとに) 作付面積×単位面積当たりの排出量	間断灌漑水田	tCH ₄ /m ²	0.000029
		常時湛水田	tCH ₄ /m ²	0.000039
農業廃棄物の焼却	(農業廃棄物の種類ごとに) 農業廃棄物の屋外焼却量×単位焼却量当たりの排出量	水稲、とうもろこし、いも類、豆類、てんさい、さとうきび、野菜類その他の作物	tCH ₄ /t	0.0022
		麦類	tCH ₄ /t	0.0024

メタン (CH4)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
廃棄物の埋立処分	(廃棄物の種類ごとに) 最終処分場に埋め立てられた廃棄物量×単位廃棄物量当たりの排出量	食物くず (嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるもの)	tCH ₄ /t	0.15
		食物くず (嫌気性埋立構造以外の最終処分場で処分されるもの)	tCH ₄ /t	0.072
		紙くず (嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるもの)	tCH ₄ /t	0.14
		紙くず (嫌気性埋立構造以外の最終処分場で処分されるもの)	tCH ₄ /t	0.068
		繊維くず、木くず又は製造業に係る有機性の汚泥 (嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるもの)	tCH ₄ /t	0.15
		繊維くず、木くず又は製造業に係る有機性の汚泥 (嫌気性埋立構造以外の最終処分場で処分されるもの)	tCH ₄ /t	0.075
		消化設備に係る汚泥 (嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるもの)	tCH ₄ /t	0.10
		消化設備に係る汚泥 (嫌気性埋立構造の最終処分場以外で処分されるもの)	tCH ₄ /t	0.050
		下水汚泥 (消化設備に係る汚泥を除く。)、し尿処理施設に係る汚泥又は物のふん尿 (嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるもの)	tCH ₄ /t	0.13
		下水汚泥 (消化設備に係る汚泥を除く。)、し尿処理施設に係る汚泥又は物のふん尿 (嫌気性埋立構造以外の最終処分場で処分されるもの)	tCH ₄ /t	0.067
		浄水施設に係る汚泥 (嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるもの)	tCH ₄ /t	0.020
		浄水施設に係る汚泥 (嫌気性埋立構造以外の最終処分場で処分されるもの)	tCH ₄ /t	0.010
		堆肥の生産	(廃棄物の種類ごとに) 堆肥化処理量×単位堆肥化処理量当たりの排出量	木くず (一般廃棄物に限る。)
一般廃棄物 (木くずを除く。)又は産業廃棄物	tCH ₄ /t			0.00096
廃棄物の焼却	(炉種ごとに) 焼却量×単位焼却量当たりの排出量	連続燃焼式焼却施設	tCH ₄ /t	0.000026
		準連続燃焼式焼却施設	tCH ₄ /t	0.000021
		バッチ燃焼式焼却施設	tCH ₄ /t	0.000011
		ガス化溶融炉施設	tCH ₄ /t	0.000069
	(産業廃棄物の種類ごとに) 焼却量×単位焼却量当たりの排出量	感染性廃棄物 (廃プラスチック類を除く。)	tCH ₄ /t	0.00023
		廃プラスチック類	tCH ₄ /t	0.0000080
		汚泥	tCH ₄ /t	0.0000015
		廃油	tCH ₄ /t	0.0000040
		紙くず、木くず、繊維くず、物性若しくは植物性の残さ又は物の死体 (感染性廃棄物を除く。)	tCH ₄ /t	0.00023

メタン(CH4)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
工場廃水の処理	工場廃水処理施設流入水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量×単位生物化学的酸素要求量当たりの工場廃水処理に伴う排出量	食料品製造業に係る工場廃水	tCH ₄ /kgBOD	0.0000012
		パルプ・紙・紙加工品製造業に係る工場廃水	tCH ₄ /kgBOD	0.0000025
		化学工業に係る工業廃水	tCH ₄ /kgBOD	0.0000092
		鉄鋼業に係る工業廃水	tCH ₄ /kgBOD	0.0000073
		その他の業種に係る工業廃水	tCH ₄ /kgBOD	0.0000030
下水、し尿等の処理	終末処理場における下水処理量×単位処理量当たりの排出量	—	tCH ₄ /m ³	0.0000088
	(し尿処理方法ごとに) し尿及び浄化槽汚泥処理量×単位処理量当たりの排出量	し尿処理施設 (嫌気性消化処理)	tCH ₄ /m ³	0.00054
		し尿処理施設 (好気性消化処理)	tCH ₄ /m ³	0.0000055
		し尿処理施設 (高負荷生物学的脱窒素処理)	tCH ₄ /m ³	0.0000050
		し尿処理施設 (生物学的脱窒素処理 (高負荷生物学的脱窒素処理を除く。))	tCH ₄ /m ³	0.0000059
		し尿処理施設 (膜分離処理)	tCH ₄ /m ³	0.0000055
	(施設種ごとに) 処理対象人員×単位人員当たりの排出量	し尿処理施設 (し尿及び雑排水の処理を行うために設置するものであって、し尿及び雑排水を管渠によって収集するもの)	tCH ₄ /人	0.000062
		浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律 (平成12年法律第106号) 附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの	tCH ₄ /人	0.00046
		合併処理浄化槽 (性能評価型のものであって、高度に窒素の除去、窒素及びリンの除去又は生物化学的酸素要求量の除去をする性能を有するものに限る。)	tCH ₄ /人	0.0010
		合併処理浄化槽 (その他性能評価型)	tCH ₄ /人	0.0020
		合併処理浄化槽 (構造例示型)	tCH ₄ /人	0.0025
くみ取便所の便槽		tCH ₄ /人	0.000062	

【根拠条文】政令第7条第1項第3号及び別表第8、算定省令第4条及び別表第4から別表第13

一酸化二窒素(N2O)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
燃料の使用	(燃料種・炉種ごと) 燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの排出量	ボイラー (原油、B・C重油)	tN ₂ O/GJ	0.00000022
		ボイラー (原油、B・C重油を除く液体化石燃料、廃油又は廃油若しくは廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油)	tN ₂ O/GJ	0.00000019
		ボイラー (気体化石燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000017
		ボイラー (発電施設) (木材、廃材)	tN ₂ O/GJ	0.00000087
		ボイラー (熱利用施設) (木材、廃材)	tN ₂ O/GJ	0.00000016
		ボイラー (黒液直接利用)	tN ₂ O/GJ	0.00000017
		ボイラー (バイオガス)	tN ₂ O/GJ	0.00000090
		ボイラー (その他バイオマス燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000016
		ボイラー (流床式のものを除く。) (固体化石燃料、RDF、RPF、廃タイヤ、木質廃材)	tN ₂ O/GJ	0.00000085
		常圧流床式ボイラー (固体化石燃料、廃プラスチック類)	tN ₂ O/GJ	0.00000054
		加圧流床式ボイラー (原料炭、輸入無煙炭、コークス、コールタール、石油アスファルト)	tN ₂ O/GJ	0.00000085
		加圧流床式ボイラー (一般炭)	tN ₂ O/GJ	0.00000052
		金属の精錬若しくは鋳造の用に供する溶鉱炉、転炉又は平炉 (コークス炉ガス、高炉ガス)	tN ₂ O/GJ	0.00000047
		石油製品、石油化学製品若しくはコールタール製品の製造の用に供する加熱炉又はガス加熱炉 (石油コークス、FCC コーク及び石油アスファルトを除く固体化石燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000011
		石油製品、石油化学製品若しくはコールタール製品の製造の用に供する加熱炉又はガス加熱炉 (石油コークス、石油アスファルト)	tN ₂ O/GJ	0.00000012
		石油製品、石油化学製品若しくはコールタール製品の製造の用に供する加熱炉又はガス加熱炉 (液体化石燃料、気体化石燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000021
		触媒再生塔 (コークス、FCC コーク、コールタール又は石油アスファルト)	tN ₂ O/GJ	0.00000073
		コークス炉 (液化石油ガス及び輸入天然ガスを除く気体化石燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
		その他工業炉 (固体化石燃料、RPF、廃タイヤ、廃プラスチック類)	tN ₂ O/GJ	0.00000011
		その他工業炉 (液体化石燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000018
		その他工業炉 (気体化石燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000012
		ガスタービン (航空機又は船舶に用いられるものを除く。) (液体化石燃料、気体化石燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000058
		ディーゼル機関 (自車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。) (液体化石燃料、気体化石燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000022
		ガス機関、ガリン機関 (航空機、自車又は船舶に用いられるものを除く。) (液体化石燃料、気体化石燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000085

一酸化二窒素(N₂O)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
燃料の使用	(燃料種・炉種ごとに) 燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの排出量	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活の用に供する機械器具(固体化石燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000014
		業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活の用に供する機械器具(液体化石燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000057
		業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活の用に供する機械器具(気体化石燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000090
		業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活の用に供する機械器具(バイオマス燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000038
木炭の製造	木炭製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tN ₂ O/t	0.000080
原油又は天然ガスの性状に関する試験	性状に関する試験が行われた坑井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tN ₂ O/井数	0.000068
原油又は天然ガスの生産	原油(コンデンセートを除く。)生産量×単位生産量当たりの排出量	生産に付随して発生するガスの焼却を行わない場合	tN ₂ O/kl	0
		生産に付随して発生するガスの焼却を行う場合	tN ₂ O/kl	0.0000064
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産に付随して発生するガスの焼却を行わない場合	tN ₂ O/m ³	0
		採取に付随して発生するガスの焼却を行う場合	tN ₂ O/m ³	0.00000000021
アジピン酸、硝酸又はカプロラクタムの製造	(製品の種類ごとに) 製造量×単位製造量当たりの排出量	アジピン酸	tN ₂ O/t	0.30
		硝酸	tN ₂ O/t	0.0033
		カプロラクタム	tN ₂ O/t	0.0020
麻醉剤の使用	麻醉剤としてのN ₂ O使用量	—	—	—
半導体素子等の製造	ドライエッチング又は製造装置の洗浄におけるN ₂ O使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	—	tN ₂ O/tN ₂ O	1
家畜の排せつ物の管理	(家畜のふん尿の管理方法ごとに) ふん尿中の窒素量×単位窒素量当たりの管理に伴う排出量	牛のふん尿(天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
		牛のふん尿(火力乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
		乳用牛のふん尿(堆積発酵)	tN ₂ O/tN	0.038
		用牛のふん尿(堆積発酵)	tN ₂ O/tN	0.025
		牛のふん尿(焼却)	tN ₂ O/tN	0.0016
		牛のふん尿(浄化)	tN ₂ O/tN	0.045
		乳用牛のふん尿(貯留又は産業廃棄物処理)	tN ₂ O/tN	0.00031
		用牛のふん尿(貯留又は産業廃棄物処理)	tN ₂ O/tN	0
		牛のふん(強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0039
		牛の尿(強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0094
		乳用牛のふんと尿の混合物(強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0094
		用牛のふんと尿の混合物(強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0039
		乳用牛のふん(メタン発酵)	tN ₂ O/tN	0.038
		用牛のふん(メタン発酵)	tN ₂ O/tN	0.025
		乳用牛の尿又はふんと尿の混合物(メタン発酵)	tN ₂ O/tN	0.0024
		用牛の尿又はふんと尿の混合物(メタン発酵)	tN ₂ O/tN	0.0024

一酸化二窒素(N2O)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数			
		区分	単位	値	
家畜の排せつ物の管理	(家畜のふん尿の管理方法ごとに) ふん尿中の窒素量×単位窒素量当たりの管理に伴う排出量	乳用牛のふん (その他処理)	tN ₂ O/tN	0.038	
		用牛のふん (その他処理)	tN ₂ O/tN	0.031	
		乳用牛の尿又はふんと尿の混合物 (その他処理)	tN ₂ O/tN	0.045	
		用牛の尿又はふんと尿の混合物 (その他処理)	tN ₂ O/tN	0.045	
		豚のふん尿 (天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031	
		豚のふん尿 (火力乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031	
		豚のふん尿 (堆積発酵)	tN ₂ O/tN	0.039	
		豚のふん尿 (焼却)	tN ₂ O/tN	0.0016	
		豚のふん尿 (浄化)	tN ₂ O/tN	0.045	
		豚のふん尿 (貯留又は産業廃棄物処理)	tN ₂ O/tN	0	
		豚のふん (強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0025	
		豚の尿 (強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0094	
		豚のふんと尿の混合物 (強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0025	
		豚のふん (メタン発酵)	tN ₂ O/tN	0.039	
		豚のふんと尿の混合物 (メタン発酵)	tN ₂ O/tN	0.0024	
		豚のふん (その他処理)	tN ₂ O/tN	0.039	
		豚のふんと尿の混合物 (その他処理)	tN ₂ O/tN	0.045	
		鶏のふん (天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.0052	
		鶏のふん (火力乾燥又は炭化処理)	tN ₂ O/tN	0.031	
		採卵鶏のふん (堆積発酵)	tN ₂ O/tN	0.0085	
		ブロイラーのふん (堆積発酵)	tN ₂ O/tN	0.0013	
		鶏のふん (焼却)	tN ₂ O/tN	0.0016	
		採卵鶏のふん (貯留又は産業廃棄物処理)	tN ₂ O/tN	0.0085	
		ブロイラーのふん (貯留又は産業廃棄物処理)	tN ₂ O/tN	0.0013	
		鶏のふん (強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0025	
		採卵鶏のふん (メタン発酵)	tN ₂ O/tN	0.0085	
		ブロイラーのふん (メタン発酵)	tN ₂ O/tN	0.0013	
		鶏のふん (その他処理)	tN ₂ O/tN	0.031	
		(家畜のふん尿の管理方法ごとに) 平均的な飼養頭羽数×単位飼養頭羽数当たりのふん尿からの排出量	めん羊	tN ₂ O/頭	0.00033
			山羊	tN ₂ O/頭	0.00030
			馬	tN ₂ O/頭	0.00099
			水牛 (固形にしたふん尿の乾燥によりそのふん尿の管理が行われるもの)	tN ₂ O/頭	0.0014
			水牛 (燃焼の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるもの)	tN ₂ O/頭	0
	水牛 (その他の方法によりそのふん尿の管理が行われるもの)		tN ₂ O/頭	0.0014	
	うさぎ		tN ₂ O/羽	0.00025	
	ミンク		tN ₂ O/頭	0.00014	
	(家畜種ごとに) 平均的な放牧頭羽数×単位放牧頭羽数当たりのふん尿からの排出量		牛	tN ₂ O/頭	0.00065
			鶏	tN ₂ O/羽	0.000029

一酸化二窒素(N₂O)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
耕地における肥料の使用	(作物種ごとに) 耕地において使用された肥料に含まれる窒素量×単位窒素量当たりの排出量	水稲	tN ₂ O/tN	0.0049
		茶樹	tN ₂ O/tN	0.046
		農作物(水稲、茶樹を除く。)	tN ₂ O/tN	0.0097
耕地における農作物の残さの肥料としての使用	(作物種ごとに) 土壌にすき込まれた作物残さの量×単位作物残さの乾物量当たりの排出量	水稲(稲わら)	tN ₂ O/t	0.000054
		水稲(もみがら)	tN ₂ O/t	0.000042
		水稲(地下部)	tN ₂ O/t	0.000090
		牧草(飼料用)	tN ₂ O/t	0.00019
		牧草(肥料用)	tN ₂ O/t	0.00020
		青刈りとうもろこし(飼料用)	tN ₂ O/t	0.00011
		青刈りとうもろこし(肥料用)	tN ₂ O/t	0.000099
		ソルガム(飼料用)	tN ₂ O/t	0.000094
		ソルガム(肥料用)	tN ₂ O/t	0.00010
		青刈りえん麦(飼料用)	tN ₂ O/t	0.00013
		青刈りえん麦(肥料用)	tN ₂ O/t	0.00012
		青刈りらい麦(飼料用)	tN ₂ O/t	0.00017
		青刈りらい麦(肥料用)	tN ₂ O/t	0.00011
		青刈りの麦(青刈りえん麦及び青刈りらい麦を除く。)(飼料用)	tN ₂ O/t	0.00015
		青刈りの麦(青刈りえん麦及び青刈りらい麦を除く。)(肥料用)	tN ₂ O/t	0.00011
		小麦	tN ₂ O/t	0.000096
		二条大麦	tN ₂ O/t	0.00029
		六条大麦	tN ₂ O/t	0.00012
		裸麦	tN ₂ O/t	0.00018
		えん麦	tN ₂ O/t	0.00012
		らい麦	tN ₂ O/t	0.00012
		大豆	tN ₂ O/t	0.00011
		小豆	tN ₂ O/t	0.00014
		いんげんまめ	tN ₂ O/t	0.00013
		らっかせい	tN ₂ O/t	0.00023
		そば	tN ₂ O/t	0.00012
		なたね	tN ₂ O/t	0.00044
		こんにやく	tN ₂ O/t	0.00024
		いくさ	tN ₂ O/t	0.00042
		かんしょ	tN ₂ O/t	0.00025
		ぼれいしょ	tN ₂ O/t	0.00028
		さといも	tN ₂ O/t	0.00027
		やまのいも	tN ₂ O/t	0.00020
		とうもろこし	tN ₂ O/t	0.00019
		葉たばこ	tN ₂ O/t	0.00043
		茶	tN ₂ O/t	0.00027
		だいこん	tN ₂ O/t	0.00025
		かぶ	tN ₂ O/t	0.00025
		にんじん	tN ₂ O/t	0.00075
		ごぼう	tN ₂ O/t	0.00075
		れんこん	tN ₂ O/t	0.00075

一酸化二窒素(N₂O)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
耕地における農作物の残さの肥料としての使用	(作物種ごとに) 土壌にすき込まれた作物残さの量×単位作物残さの乾物量当たりの排出量	はくさい	tN ₂ O/t	0.000026
		こまつな	tN ₂ O/t	0.000083
		キャベツ	tN ₂ O/t	0.000043
		ちんげんさい	tN ₂ O/t	0.000083
		ほうれんそう	tN ₂ O/t	0.000083
		ふき	tN ₂ O/t	0.000083
		みつば	tN ₂ O/t	0.000083
		しゅんぎく	tN ₂ O/t	0.000083
		みずな	tN ₂ O/t	0.000083
		セルリー	tN ₂ O/t	0.000083
		アスパラガス	tN ₂ O/t	0.000028
		カリフラワー	tN ₂ O/t	0.000043
		ブロッコリー	tN ₂ O/t	0.000043
		レタス	tN ₂ O/t	0.000030
		ねぎ	tN ₂ O/t	0.000028
		にら	tN ₂ O/t	0.000028
		たまねぎ	tN ₂ O/t	0.000019
		にんにく	tN ₂ O/t	0.000028
		きゅうり	tN ₂ O/t	0.000063
		かぼちゃ	tN ₂ O/t	0.000063
		なす	tN ₂ O/t	0.000063
		トマト	tN ₂ O/t	0.000063
		ピーマン	tN ₂ O/t	0.000063
		さやいんげん	tN ₂ O/t	0.000016
		さやえんどう	tN ₂ O/t	0.000016
		そらまめ	tN ₂ O/t	0.000016
		えだまめ	tN ₂ O/t	0.000016
		しょうが	tN ₂ O/t	0.000050
		いちご	tN ₂ O/t	0.000063
		メロン	tN ₂ O/t	0.000063
すいか	tN ₂ O/t	0.000063		
さとうきび	tN ₂ O/t	0.000086		
てんさい	tN ₂ O/t	0.000024		
森林における肥料の使用	森林において使用された肥料に含まれる窒素量×単位窒素量当たりの排出量	—	tN ₂ O/tN	0.0097
農業廃棄物の焼却	(農業廃棄物の種類ごとに) 農業廃棄物の屋外焼却量×単位焼却量当たりの排出量	水稲、とうもろこし、いも類、豆類、てんさい、さとうきび、野菜類その他作物(麦類を除く。)	tN ₂ O/t	0.000056
		麦類	tN ₂ O/t	0.000063
堆肥の生産	(廃棄物の種類ごとに) 堆肥化処理量×単位堆肥化処理量当たりの排出量	木くず(一般廃棄物に限る。)	tN ₂ O/t	0.0000015
		一般廃棄物(木くずを除く。)又は産業廃棄物	tN ₂ O/t	0.000027
廃棄物の焼却	(炉種ごとに) 一般廃棄物の焼却量×単位焼却量当たりの排出量	連続燃焼式焼却施設	tN ₂ O/t	0.000038
		準連続燃焼式焼却施設	tN ₂ O/t	0.000073
		バッチ燃焼式焼却施設	tN ₂ O/t	0.000076
		ガス化溶融炉施設	tN ₂ O/t	0.000012

一酸化二窒素(N2O)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
廃棄物の焼却	(廃棄物の種類ごとに) 焼却量×単位焼却量当たりの排出量	感染性廃棄物	tN ₂ O/t	0.000077
		廃プラスチック類 (廃タイヤを除く。)	tN ₂ O/t	0.000015
		下水汚泥 (高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われたあとに流 床式焼却施設において通常燃焼により焼却されるもの)	tN ₂ O/t	0.0015
		下水汚泥 (高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われたあとに流 床式焼却施設において高温燃焼により焼却されるもの)	tN ₂ O/t	0.00065
		下水汚泥 (高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われたあとに多段式焼却炉で焼却されるもの)	tN ₂ O/t	0.00088
		下水汚泥 (石灰系凝集剤を用いた脱水処理が行われたあとに焼却されるもの)	tN ₂ O/t	0.00029
		下水汚泥 (多段吹込燃焼式流 床炉、二段燃焼式循環流 床炉又はストーカ炉において焼却されるもの)	tN ₂ O/t	0.00026
		下水汚泥 (炭化固形燃料化炉で焼却されるもの)	tN ₂ O/t	0.000031
		下水汚泥 (その他の焼却)	tN ₂ O/t	0.00088
		汚泥 (感染性廃棄物及び下水汚泥を除く。)	tN ₂ O/t	0.000099
		廃油	tN ₂ O/t	0.000062
		紙くず、木くず、繊維くず、物性若しくは植物性の残さ又は家畜の死体	tN ₂ O/t	0.000077
		工場廃水の処理	工場廃水処理施設流入水中の窒素量×単位窒素量当たりの処理に伴う排出量	食料品製造業に係る工業廃水
パルプ・紙・紙加工品製造業に係る工業廃水	tN ₂ O/tN			0.000014
化学工業に係る工業廃水	tN ₂ O/tN			0.017
鉄鋼業に係る工業廃水	tN ₂ O/tN			0.0040
その他の業種に係る工業廃水	tN ₂ O/tN			0.0053
標準活性汚泥法による処理	tN ₂ O/m ³			0.00000014
下水、し尿等の処理	終末処理場における下水処理量×単位処理量当たりの排出量	嫌気好気活性汚泥法による処理	tN ₂ O/m ³	0.000000030
		嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法による処理	tN ₂ O/m ³	0.000000012
		循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法による処理	tN ₂ O/m ³	0.000000011
	(し尿処理方法ごとに) し尿及び浄化槽汚泥中の窒素量×単位窒素量当たりの処理に伴う排出量	し尿処理施設 (嫌気性消化処理)	tN ₂ O/tN	0.0000045
		し尿処理施設 (好気性消化処理)	tN ₂ O/tN	0.0000045
		し尿処理施設 (高負荷生物学的脱窒素処理)	tN ₂ O/tN	0.0029
		し尿処理施設 (生物学的脱窒素処理 (標準脱窒素処理))	tN ₂ O/tN	0.0000045
		し尿処理施設 (膜分離処理)	tN ₂ O/tN	0.0024
		し尿処理施設 (その他処理)	tN ₂ O/tN	0.0000045
	(施設ごとに) 処理対象人員×単位人員当たりの排出量	し尿処理施設 (し尿及び雑排水の処理を行うために設置するものであって、し尿及び雑排水を管渠によって収集するもの)	tN ₂ O/人	0.0000048
		浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律 (平成12年法律第106号) 附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの	tN ₂ O/人	0.000039
		合併処理浄化槽 (性能評価型のものであって、高度に窒素の除去、窒素及びリンの除去又は生物化学的酸素要求量の除去を有する性能を有するものに限る。)	tN ₂ O/人	0.00012
		合併処理浄化槽 (その他性能評価型)	tN ₂ O/人	0.000055
合併処理浄化槽 (構造例示型)		tN ₂ O/人	0.000072	
くみ取便所の便槽		tN ₂ O/人	0.00000022	

【根拠条文】政令第7条第1項第4号及び別表第9、算定省令第5条及び別表第5、別表第7、別表第8、別表第10から別表第13

ハイドロフルオロカーボン(HFC)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
クロロジフルオロメタン (HCFC-22) の製造	HCFC-22製造量×単位製造量当たりのHFC-23 生成量 - 回収・適正処理量	—	tHFC-23/ tHCFC-22	0.017
ハイドロフルオロカーボン (HFC) の製造	HFC製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tHFC/tHFC	0.0035
マグネシウム合金の製造	マグネシウム合金の製造によるHFC使用量	—	—	—
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるHFC又はPFCの使用	HFC使用量×単位使用量当たりの排出量 - 回収・適正処理量	半導体素子又は半導体集積回路の加工	tHFC/tHFC	0.40
		液晶デバイスの加工	tHFC/tHFC	0.20
		パーフルオロシクロブタン	tHFC-23/ tPFC-c318	0.020
家庭用エアコンディショナー等HFC 封入製品の製造におけるHFC の封入	(製品種ごとに) 製造時のHFC使用量×単位使用量当たりの排出量	家庭用エアコンディショナー	tHFC/tHFC	0.0010
		業務用冷凍空調機器 (自販売機を除く。)	tHFC/tHFC	0.0020
	(製品種ごとに) 製造台数×単位台数当たりの排出量	自販売機	tHFC/台	0.0000062
		自車用エアコンディショナー	tHFC/台	0.0000010
業務用冷凍空調機器の使用の開始におけるHFCの封入	機器使用開始時のHFC使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tHFC/tHFC	0.020
業務用冷凍空調機器の整備におけるHFCの回収及び封入	回収時残存量 - 回収・適正処理量 + 再封入時使用量×単位使用量当たりの排出量	業務用冷凍空調機器 (自販売機を除く。)	tHFC/tHFC	0.010
	回収時残存量 - 回収・適正処理量 + 再入台数× 単位台数当たりの排出量	自販売機	tHFC/台	0.0000080
家庭用電気冷蔵庫等HFC 封入製品の廃棄におけるHFCの回収	(製品種ごとに) 回収時残存量 - 回収・適正処理量	家庭用電気冷蔵庫	—	—
		家庭用エアコンディショナー	—	—
		業務用冷凍空調機器 (自販売機を除く。)	—	—
		自販売機	—	—
		自車用エアコンディショナー	—	—
プラスチックの製造における発泡剤としてのHFC の使用	ポリエチレンフォーム製造時のHFC使用量	ポリエチレンフォーム	—	—
	ウレタンフォーム製造時のHFC使用量×単位使用量当たりの排出量	ウレタンフォーム	tHFC/tHFC	0.10
噴霧器の製造におけるHFCの封入	製造時のHFC使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tHFC/tHFC	0.029
噴霧器の使用	噴霧器の使用に伴う排出量	—	—	—
溶剤等の用途へのHFCの使用	HFC使用量 - 回収・適正処理量	—	—	—

【根拠条文】政令第7条第1項第5号及び別表第10、算定省令第6条

パーフルオロカーボン(PFC)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数			
		区分	単位	値	
パーフルオロカーボン(PFC)の製造	PFC製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tPFC/tPFC	0.0031	
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFC、HFC又はNF ₃ の使用	PFC 使用量×単位使用量当たりの当該PFC 排出量 - 回収・適正処理量	パーフルオロメタン (半導体素子又は半導体集積回路の加工に使用されたもの)	tPFC/tPFC	0.90	
		パーフルオロメタン (液晶デバイスの加工に使用されたもの)	tPFC/tPFC	0.60	
		パーフルオロエタン (半導体素子又は半導体集積回路の加工に使用されたもの)	tPFC/tPFC	0.60	
		パーフルオロエタン (液晶デバイスの加工に使用されたもの)	tPFC/tPFC	1.0	
		パーフルオロプロパン	tPFC/tPFC	0.40	
		パーフルオロシクロブタン	tPFC/tPFC	0.10	
		PFC 使用量×単位使用量当たりのPFC-14 排出量 - 回収・適正処理量	パーフルオロエタン	tPFC-14/ tPFC-116	0.20
			パーフルオロプロパン	tPFC-14/ tPFC-218	0.10
			パーフルオロシクロブタン (半導体素子又は半導体集積回路の加工に使用されたもの)	tPFC-14/ tPFC-c318	0.10
			パーフルオロシクロブタン (液晶デバイスの加工に使用されたもの)	tPFC-14/ tPFC-c318	0.010
			パーフルオロシクロブタンごとの半導体素子又は半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工	tPFC-116/ tPFC-c318	0.10
			HFC 使用量×単位使用量当たりのPFC-14 排出量 - 回収・適正処理量	トリフルオロメタンごとの半導体素子又は半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工	tPFC-14/ tHFC-23
		HFC 使用量×単位使用量当たりのPFC-116 排出量 - 回収・適正処理量	トリフルオロメタンごとの半導体素子又は半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工	tPFC-116/ tHFC-23	0.050
			NF ₃ 使用量×単位使用量当たりのPFC-14 排出量 - 回収・適正処理量	半導体素子又は半導体集積回路の加工 (リモートプラズマ方式)	tPFC-14/ tNF ₃
半導体素子又は半導体集積回路の加工 (リモートプラズマ方式以外)	tPFC-14/ tNF ₃	0.090			
光電池の製造におけるPFCの使用	PFC 使用量×単位使用量当たりの当該PFC 排出量 - 回収・適正処理量	パーフルオロメタン	tPFC/tPFC	0.70	
溶剤等の用途へのPFCの使用	使用量 - 回収・適正処理量	—	—	—	
鉄道用シリコン整流器の廃棄	機器廃棄時残存量 - 回収・適正処理量	—	—	—	

【根拠条文】政令第7条第1項第6号及び別表第11、算定省令第7条

六ふつ化硫黄 (SF6)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
六ふつ化硫黄(SF ₆)の製造	SF ₆ 製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tSF ₆ /tSF ₆	0.0013
マグネシウム合金の製造	マグネシウム合金の製造によるSF ₆ 使用量	—	—	—
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるSF ₆ の使用	SF ₆ 使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	半導体素子又は半導体集積回路の加工	tSF ₆ /tSF ₆	0.20
		液晶デバイスの加工	tSF ₆ /tSF ₆	0.60
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入	機器製造・使用開始時のSF ₆ 使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tSF ₆ /tSF ₆	0.019
変圧器等電気機械器具の使用	機器使用開始時に封入されていたSF ₆ の量×単位封入量当たりの年間排出量×使用期間の1年間に対する比率	—	tSF ₆ /tSF ₆ /年	0.0010
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収	機器点検時のSF ₆ 残存量－回収・適正処理量	—	—	—
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収	機器廃棄時のSF ₆ 残存量－回収・適正処理量	—	—	—
粒子加速器の使用	(粒子加速器の種類ごとに) 粒子加速器の使用開始時に封入されていたSF ₆ の量×単位封入量当たりの年間排出量×使用期間の1年間に対する比率	大学その他の研究施設に設置された粒子加速器	tSF ₆ /tSF ₆ /年	0.045
		産業用粒子加速器	tSF ₆ /tSF ₆ /年	0.070
		医療用粒子加速器	tSF ₆ /tSF ₆ /年	2.0
		小規模 (1MeV 未満) の電子加速器	tSF ₆ /tSF ₆ /年	0.070

【根拠条文】政令第7条第1項第7号及び別表第12、算定省令第8条

三ふつ化窒素 (NF3)

対象となる排出活動	算定方法	排出係数		
		区分	単位	値
三ふつ化窒素(NF ₃)の製造	NF ₃ 製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tNF ₃ /tNF ₃	0.00020
半導体素子等の製造	(製造方法ごとに) NF ₃ 使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	半導体素子又は半導体集積回路の加工 (リモートプラズマ方式)	tNF ₃ /tNF ₃	0.02
		半導体素子又は半導体集積回路の加工 (リモートプラズマ方式以外)	tNF ₃ /tNF ₃	0.20
		液晶デバイスの加工 (リモートプラズマ方式)	tNF ₃ /tNF ₃	0.03
		液晶デバイスの加工 (リモートプラズマ方式以外)	tNF ₃ /tNF ₃	0.30

【根拠条文】政令第7条第1項第8号及び別表第13、算定省令第8条の2

7 温室効果ガス排出削減計画書の作成

条例第 102 条に定める排出削減計画の提出は、岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成 14 年岡山県規則第 40 号。以下「規則」という。）第 58 条第 1 項に規定する様式第 30 号「温室効果ガス排出削減計画書」により作成してください。

この計画書は、A 4 版 3 枚となっています。

(1) 「住所、氏名（名称）」等

計画書の 1 枚目及び 2 枚目の「別紙 温室効果ガス排出削減計画」に、特定事業者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を記入してください。また、1 枚目には、代表者氏名及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の電話番号）を記入してください。

(2) 「提出の区分」

計画書の 1 枚目の「提出の区分」欄は、「（新規・継続・変更）」のいずれかを○で囲ってください。

（計画書 1 枚目）

様式第30号(第58条関係)	
温室効果ガス排出削減計画書	
年 月 日	
岡山県知事	殿
特定事業者	住 所 名 称 代表者氏名 電話番号
「変更」の場合の例	
排出削減計画を作成(変更)したので、岡山県環境への負荷の低減に関する条例(平成13年岡山県条例第76号)第102条第1項(第2項)の規定により、次のとおり提出します。	
提出の区分	(新 規 ・ 継 続 ・ 変 更)
温室効果ガス排出削減計画	別紙のとおり
※ 事務処理欄	
備考	
1 この計画書は、計画期間の初年度の8月末日までに(変更の場合は、変更後速やかに)正副2部を提出すること。	
2 ※印の欄には、何も記載しないこと。	

(3) 「本票作成」欄 (以下、計画書の別紙の項目)

計画書を作成した部署名を記入してください。(例: ○○ (株) ▲▲工場総務部)

(4) 「主たる業種」

「分類コード」欄に、日本標準産業分類 (令和5年6月改訂版) の中分類から主たる業種を1つ選択し、その2桁の番号及び業種名を記載してください。

コード	中分類(業種区分)	コード	中分類(業種区分)
01	農業	51	繊維・衣服等卸売業
02	林業	52	飲食料品卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
04	水産養殖業	54	機械器具卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	55	その他の卸売業
06	総合工事業	56	各種商品小売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	57	織物・衣服・身の回り品小売業
08	設備工事業	58	飲食料品小売業
09	食料品製造業	59	機械器具小売業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	60	その他の小売業
11	繊維工業	61	無店舗小売業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	62	銀行業
13	家具・装備品製造業	63	協同組織金融業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
15	印刷・同関連業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
16	化学工業	66	補助的金融業等
17	石油製品・石炭製品製造業	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
18	プラスチック製品製造業	68	不動産取引業
19	ゴム製品製造業	69	不動産賃貸業・管理業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	70	物品賃貸業
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	鉄鋼業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
25	はん用機械器具製造業	75	宿泊業
26	生産用機械器具製造業	76	飲食店
27	業務用機械器具製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
29	電気機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
30	情報通信機械器具製造業	80	娯楽業
31	輸送用機械器具製造業	81	学校教育
32	その他の製造業	82	その他の教育、学習支援業
33	電気業	83	医療業
34	ガス業	84	保健衛生
35	熱供給業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
36	水道業	86	郵便局
37	通信業	87	協同組合(他に分類されないもの)
38	放送業	88	廃棄物処理業
39	情報サービス業	89	自動車整備業
40	インターネット附随サービス業	90	機械等修理業
41	映像・音声・文字情報制作業	91	職業紹介・労働者派遣業
42	鉄道業	92	その他の事業サービス業
43	道路旅客運送業	93	政治・経済・文化団体
44	道路貨物運送業	94	宗教
45	水運業	95	その他のサービス業
46	航空運輸業	96	外国公務
47	倉庫業	97	国家公務
48	運輸に附帯するサービス業	98	地方公務
49	郵便業(信書便事業を含む)	99	分類不能の産業
50	各種商品卸売業		

(5) 「事業の概要」

県内での事業活動について、事業内容、事業活動の規模（生産量、従業員数、店舗数、保有車両等の台数など）等、現状及び今後の事業計画に沿って簡潔に記入してください。

(6) 「県内の主な工場等」

県内の工場等（工場又は事務所、事業所）の中から、温室効果ガスの排出量の多いものから順に6か所まで、その名称及び所在地（市町村名から）を記入してください。（県内の工場等が6か所以上ある場合にも、記入は6か所までとしてください。）

(7) 「特定事業者の該当要件」

①から③までのうち、該当するもの全ての「□」の中にチェックをしてください。また、工場等の数及びトラック、バス、タクシー事業者で②に該当する場合には、車両台数の計画書提出時点の数量をあわせて記入してください。

(8) 「計画期間」

計画書を提出する日の属する年度から5か年度以内の期間（年度単位：「令和〇年度」）を記入してください。なお、計画期間の最終年度の翌年度に特定事業者に該当する場合には、その年度を初年度とする新たな計画を作成してください。

(9) 「削減目標」

計画期間の最終年度（＝目標年度）末に見込まれる温室効果ガスの排出量（計画値）について、温室効果ガスの総排出量（＝総排出量基準）又は原単位（※後述）の改善（＝原単位基準）のいずれかを選択し、計画期間の初年度の前年度（＝基準年度）の実績値からの増減率を次の算式で算定して数値を記入してください。（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入）

$$\boxed{\text{目標削減率}} = \frac{(\text{基準年度の実績値}) - (\text{目標年度の計画値})}{(\text{基準年度の実績値})} \times 100$$

また、上記により算出した目標削減率の値について、「20%以上」～「5%未満」の5つの「目標区分」のうち、該当する区分に○を記入してください。

（「10～5%」の欄は5%以上10%未満、「15～10%」は10%以上15%未満、「20～15%」は15%以上20%未満）

◎ 目標となる計画値等は、現在の温室効果ガスの排出状況や削減対策の実施状況、今後の事業計画、法令の基準等を総合的に勘案するとともに実施可能な温室効果ガス排出量削減対策を十分検討したうえで設定してください。

(10) 「温室効果ガス排出量」

基準年度と目標年度の温室効果ガスの排出量を記入してください。（目標削減率に「原単位基準」を選択した場合にも、必ず記入してください。なお、単位（tCO₂）に注意してください。（「（年度）」は、「令和〇〇年度」と記入。以下同じ）

(11) 「基準年度の主な工場等の排出量」

（6）で記入した工場等について、各工場等での基準年度の温室効果ガスの排出量を記入してください。

(12) 「（原単位基準の削減目標を選択した場合に記入）」

- ・「温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値の内容」

（9）で削減目標率に原単位基準を選択した場合に、原単位算定に用いた指標（事業活動の業態、特性に応じて、生産金額、生産数量、売上金額、延床面積、車両台数など温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を選択）の内容及び当該指標を用いた理由を記入してください。

※ 複数の指標により原単位を算定する場合には、原単位の算定式もあわせて記入してください。

- ・「原単位当たり排出量」

（10）で記入した基準年度と目標年度の温室効果ガス排出量を原単位の指標で除した数値を記入してください。

例)	温室効果ガス排出量	原単位指標（生産額）	原単位当たり排出量
基準年度	9,000tCO ₂	9億円	1,000tCO ₂ /億円
目標年度	8,000tCO ₂	10億円	800tCO ₂ /億円

※ 様式中の「CO₂/（ ）」の「CO₂」の前に t 又は kg を記入し、「（ ）」内には、円（千、百万、億円等）、台、m²などの原単位の算定に用いた指標の単位を記入してください。

(13) 「ベンチマーク指標の状況」

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和54年法律第49号）第5条に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）で、目指すべき水準としてベンチマーク指標が定められている事業に該当する場合には、計画書の「対象事業の名称」欄にベンチマーク指標の対象となる事業の名称（セクター名）、「ベンチマーク指標」欄に目指すべき水準の数値、「関連数値（ 年度）」欄は、ベンチマーク指標にあてはめた場合の事業者の数値、「達成率」欄は、

$$\left(\frac{\text{「ベンチマーク指標」欄の数値}}{\text{「関連数値（〇〇年度）」欄の数値}} \times 100 \right) \text{の数値（小数点以下第2位を四捨五入し、}$$

小数点以下1位まで）を記入してください。

(14) 「目標削減率設定の基本的な考え方」

(9) で記入した目標削減率設定にあたっての前提条件（エネルギー使用量の見込み、社会経済状況の変化など）や算定の根拠等とともに、原単位基準を選択した場合には理由を記入してください。また、各事業者の事業計画やそれぞれの業界団体の環境自主行動計画に基づき目標を設定した場合には、あわせてその旨を記入してください。

(15) 「目標削減率達成のための推進体制」

目標削減率を達成するための事業者（又は各工場等）の組織体制（責任者、担当部署、点検体制など）とともに、環境マネジメントシステムの導入状況等を記入してください。

(16) 「排出量削減のためのこれまでの主な取組」

計画期間以前に事業者が実施した温室効果ガス排出量削減のための主な取組内容について、実施時期、実施内容、効果などを記入してください。「工場等の名称」欄には、取組を実施した工場等の名称を記入してください。

※ 全ての工場等で実施した場合などには、「全社」等と簡潔に表記してください（以下同じ）。

(17) 「計画期間中に目標削減率を達成するために実施する措置」

それぞれの事業活動の内容に応じ、実施可能な温室効果ガス排出量削減のための取組内容を検討したうえで、計画期間中に実施する措置の内容、実施予定時期及び当該措置の実施による温室効果ガスの排出量削減に期待される効果（削減量等）を記入してください。（効果について数量で評価できない場合は、定性的記述のみでも可。）

【参考】 これらの措置の検討にあたっては、下記の指針、基準等も参考にしてください。

- ① エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針（令和5年3月17日閣議決定）
- ② 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年3月31日 経済産業省告示第66号）
- ③ 工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和5年3月31日 経済産業省告示第28号）
- ④ 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによるエネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画の作成のための指針（平成22年3月30日 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号）
- ⑤ 特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによるエネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画の作成のための指針（平成22年3月30日 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号）

-
- ⑥ 特定事業者又は認定管理統括事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによるエネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画の作成のための指針(平成 22 年 3 月 30 日 経済産業省告示第 68 号)
 - ⑦ 特定事業者又は認定管理統括事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによるエネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画の作成のための指針(平成 22 年 3 月 30 日 厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号)
 - ⑧ 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準
(平成 18 年 3 月 31 日経済産業省、国土交通省告示第 7 号)
 - ⑨ 旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準
(平成 18 年 3 月 31 日経済産業省、国土交通省告示第 6 号)
- ※ 上記資料は、(一財)省エネルギーセンターのホームページから入手できます。

<https://www.ecc.j.or.jp/law06/index.html>

(18) 「森林保全等吸収源対策への取組計画」

植林、緑化など、森林の保全活動への取組について、県内での計画がある場合には「県内での取組」欄の「有」の欄にマルを付けその内容を記入してください。(計画が無い場合には「無」の欄にマル) 県内以外での計画については、同様の要領により「その他」欄に記入してください。

※ 県内の工場等で実施する取組のみでなく、事業者の県外の工場等が実施する取組や事業者全体として取組を実施する場合にも、実施主体を明記し、その内容を記入してください。((19)、(20) に同じ。)

※ 初回提出分に限り、計画期間初年度前の取組内容についても、実施年度を明記し、この欄に記載してください。((19)、(20) に同じ。)

(既実施分について二酸化炭素吸収量の認証等を受けている場合には、認証機関(制度)名、認証時期及び認証された吸収量等も記入してください。)

(19) 「再生可能エネルギーの導入計画」

県内、その他の区分により「太陽光発電」「風力発電」「バイオマス発電・廃棄物発電」「太陽熱利用」「バイオマス熱利用・廃棄物熱利用」「水力発電」「地熱発電」「海洋温度差発電」「波力発電」「潮汐発電」「潮流発電」の導入計画の有無及び計画がある場合には、その内容(場所、規模、設置予定時期など)を記入してください。

(20) その他特記事項

地域社会への貢献活動や、温室効果ガス排出量の削減に資する商品の開発や普及に関する計画、啓発活動の計画をはじめ、グリーン電力やその証書の購入予定量、排出量取引への参加予定、国内排出削減量認証制度による国内クレジットの購入予定等、(19)までに記述した取組以外の地球温暖化対策に係る取組について、実施予定時期や取組内容(計画)を記入してください。

温室効果ガス排出削減計画書 2 枚目 別紙「温室効果ガス排出削減計画」

別紙

温室効果ガス排出削減計画

氏名	(法人にあっては名称)		住所	(法人にあっては主たる事業所の所在地)					
本票作成	部署名:	P37 (3)							
主たる業種	業種名:	P37 (4)							
事業の概要	P38 (5)								
県内の主な工場等	番号	工場等の名称	所在地						
			P38 (6)						
			P38 (7)						
特定事業者の該当要件	<input type="checkbox"/> ①燃料等原油換算1,500k1以上 <input type="checkbox"/> ②バス・トラック100台、タクシー250台以上 <input type="checkbox"/> ③CO2換算3,000t以上 <input checked="" type="checkbox"/> 工場等の数 所 ●車両台数 (②該当の場合 台)								
計画期間	年度		年度 (箇年度)						
削減目標	いずれかを選択	<input type="checkbox"/> 総排出量基準	目標削減率	目標区分	20%以上	20~15%	15~10%	10~5%	5%未満
		<input type="checkbox"/> 原単位基準	%						
温室効果ガス排出量	基準年度 (年度)	P39 (10)		目標年度 (年度)					
基準年度の主な工場等の排出量	番号	工場等の名称	基準年度 (年度) の排出量						
			P39 (11)		t CO2				
					t CO2				
					t CO2				
					t CO2				

※ 「計画期間」欄には、5箇年度以内で特定事業者が定める期間を記入する。

(原単位基準の削減目標を選択した場合に記入)	温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値の内容	原単位当たり排出量	
		基準年度	目標年度
		P39 (12)	
		CO2 / ()	CO2 / ()

(該当事業者のみ記入) P39 (13)

ベンチマーク指標の状況	対象事業の名称	ベンチマーク指標	関連数値 (年度)	達成率(%)

【目標削減率設定の基本的な考え方】

P40 (14)

温室効果ガス排出削減計画書 3 枚目 別紙「温室効果ガス排出削減計画」 (つづき)

【目標削減率達成のための推進体制】

P40 (15)

【排出量削減のためのこれまでの主な取組】

工場等の名称	取組内容
P40 (16)	

【計画期間中に目標削減率を達成するために実施する措置】

工場等の名称	措置内容
P40 (17)	

【森林保全等吸収源対策への取組計画】

県内での取組	有	無	P41 (18)
その他	有	無	

【再生可能エネルギーの導入計画】

県内での取組	有	無	P41 (19)
その他	有	無	

【その他特記事項】

P42 (20)

◎ 別紙「温室効果ガス削減計画」は、提出いただいたものを県ホームページ等で公開します。各項目は、できるだけわかりやすく、かつ、簡潔に記述してください。

8 温室効果ガス排出削減計画書の提出

(1) 提出期限

計画書は、規則第 58 条第 1 項により、特定事業者に該当することとなった年度の 8 月末日までに提出してください。

(2) 提出先

〒700-8570（住所は記載不要です。）

岡山県環境文化脱炭素社会推進課 公表制度担当

電子メール：ghg-kohyo@pref.okayama.lg.jp

(3) 提出方法

ア 電子申請（原則、電子申請での提出をお願いします。）

電子データ（詳しい方法は、脱炭素社会推進課のホームページをご覧ください）

排出量の検算を行うため、温室効果ガス排出量計算表（またはそれに準じるもの）

1 部の提出をお願いします。

イ 電子メール郵送又は持参

電子データ（メールアドレス：ghg-kohyo@pref.okayama.lg.jp まで送付してください。）

排出量の検算を行うため、温室効果ガス排出量計算表（またはそれに準じるもの）

1 部の提出をお願いします。

ウ 郵送又は持参

計画書 2 部

あわせて、電子データを電子メールへ添付の上、提出願います。

排出量の検算を行うため、温室効果ガス排出量計算表（またはそれに準じるもの）

1 部の提出をお願いします。

9 温室効果ガス排出削減計画書の継続

計画書に記載した「計画期間」の最終年度（目標年度）の状況により、翌年度以降も引き続き特定事業者に該当する場合には、目標年度の翌年度を初年度とする継続計画書を作成し、8 月末日までに提出してください。（規則第 58 条第 2 項）

10 温室効果ガス排出削減計画書の変更

提出した計画書別紙「温室効果ガス削減計画」の内容に変更があった場合には、様式第 30 号により、変更後の計画書を速やかに提出してください。（提出先、提出部数は、8（2）、（3）のとおり）

11 温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書

計画書を提出した翌年度から、計画期間中、毎年度、温室効果ガス削減計画の実施状況等について、規則第59条に規定する様式第31号「温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書」を作成してください。（A4版3枚。）

この報告書では、報告書提出の前年度における計画書に掲げた排出削減措置等の実施状況とともに、前年度の温室効果ガス排出量や削減目標の達成状況を記載していただきますが、報告書の記入項目は、計画書の項目と概ね同じものであり、記入方法も計画書に準じます。

(報告書1枚目)

様式第31号(第59条関係)	
温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書	
年 月 日	
岡山県知事	殿
特定事業者	住 所 名 称 代表者氏名 電話番号
前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況等について、岡山県環境への負荷の低減に関する条例(平成13年岡山県条例第76号)第103条の規定により、次のとおり報告します。	
前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況	別紙のとおり
※事務処理欄	
備考 1 この計画書は、措置を実施した年度の翌年度の8月末日までに正副2部を提出すること。 2 ※印の欄には、何も記載しないこと。	

(1) 県内の主な工場等

計画書に記入した工場等と同じ工場等を記入してください。(計画書に記入した工場等が廃止され、活動が行われなくなった場合には、その部分(該当番号の位置)は空欄としてください。(新たな工場等の追加は、計画書の変更が必要です。))

(2) 「特定事業者の該当要件」

計画期間中に特定事業者の要件を満たさなくなった場合(例:前年度の原油換算エネルギー使用量が、1,500k1未満となった場合)でも、計画期間中は、毎年度、報告書を提出していただくこととなります(会社の解散等の場合は除く)。特定事業者に該当しなくなった年度は、該当要件①～③のチェックは不要です。なお、工場等の数はご記入ください。

(3) 「温室効果ガス排出量」

計画書に記入した基準年度及び目標年度の排出量に加え、前年度の排出量を記入してください。

(4) 「主な工場等の排出量」

(1) の県内の主な工場等の前年度の排出量を記入してください。

(5) 「削減目標の達成状況」

温室効果ガス排出量又は原単位当たりの排出量について前年度と基準年度の増減率を少数点以下第1位表示で記入してください。また、「目標達成」欄の□のいずれかにチェックマークを記入してください。

(6) 「ベンチマーク指標の状況」

「関連数値（ 年度）」欄に、ベンチマーク指標の考え方にあてはめた場合の、前年度の事業者の数値を記入してください。

※ 新たにベンチマーク指標が定められた場合には、計画書の変更は不要とし、報告書に反映してください。

(7) 「削減状況の自己評価」

温室効果ガス（又は原単位当たり排出量）の削減状況についての見解を記入してください。（計画の最終年度に目標が達成できなかった場合には、その理由を記入してください。）

(8) 「推進体制」

計画書に記入した推進体制に関する事項について、前年度の状況を記入してください。

(9) 「目標削減率達成のために実施した措置及び今後の取組」

計画書に示した「計画期間中に目標削減率を達成するために実施する措置」（P40(17)）の前年度の実施状況及び計画書に記載した以外の温室効果ガス排出量削減のために実施した措置の内容（及び可能な範囲で数量的な効果）を記入してください。

また、上記の実施した措置との区分を明確にしたうえで（「今後実施予定分」と明記して）、今後実施する予定（計画期間終了後の予定も可）の温室効果ガス排出量削減のために実施する措置の内容（及び実施時期、期待される効果など）を記入してください。

(10) 「森林保全等吸収源対策への取組」

前年度に実施した、植林等森林保全への取組の内容を記入してください。特に、二酸化炭素吸収量の認証等を受けた場合には、認証機関（制度）名、認証時期及び認証された吸収量等を記入してください。また、今後の取組予定についても（実施した措置と区分して）記入してください。

(11) 「再生可能エネルギーの導入」

前年度実施した内容（設置場所、規模、効果など）及び今後の取組予定について記入してください。

(12) 「その他特記事項」

前年度実施した内容（活動規模、効果など）及び今後の取組予定について記入してください。

温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書 2 枚目

別紙「前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況」

氏名	(法人にあつては名称)		住所	(法人にあつては主たる事業所の所在地)	
本票作成	部署名：				
主たる業種	分類コード		業種名：		
事業の概要					
県内の主な工場等	番号	工場等の名称		所在地	
				P45 (1)	
				P45 (2)	
特定事業者の該当要件	<input type="checkbox"/> ①燃料等原油換算1,500kl以上 <input type="checkbox"/> ②バス・トラック100台、タクシー250台以上 <input type="checkbox"/> ③CO2換算3,000t以上 <input checked="" type="checkbox"/> 工場等の数 所 <input checked="" type="checkbox"/> 車両台数 (②該当の場合 台)				
温室効果ガス排出量	基準年度 () 年度	() 年度	排出量	目標年度 () 年度	排出量
	t CO2		P46 (3)	t CO2	
主な工場等の排出量	番号	工場等の名称		() 年度排出量	
				t CO2	
				t CO2	
				P46 (4)	
				t CO2	
			t CO2		
			t CO2		
			t CO2		
削減目標の達成状況	計画期間：	年度	P46 (5)	年度	() 年度
	<input type="checkbox"/> 総排出量基準	() 年度削減実績	目標削減率	目標達成	
	<input type="checkbox"/> 原単位基準	%	%	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 未達	
(原単位基準の削減目標を選択している場合に記入)	温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値の内容		原単位当たり排出量		
	基準年度	() 年度	目標年度		
	CO2/()	CO2/()	CO2/()		
(該当事業者のみ記入)					
ベンチマーク指標の状況	対象事業の名称	ベンチマーク指標	関連数値 () 年度	達成率等	
P46 (6)					
【削減状況の自己評価】					
P46 (7)					

温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書 3 枚目

別紙「前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況」(つづき)

【推進体制】		
P46 (8)		
【目標削減率達成のために実施した措置及び今後の取組】		
工場等の名称	実施した措置及び今後の取組の内容	
	P46 (9)	
【森林保全等吸収源対策への取組】		
県内での取組	有	無
	P46 (10)	
その他	有	無
【再生可能エネルギーの導入】		
県内での取組	有	無
	P47 (11)	
その他	有	無
【その他特記事項】		
P47 (12)		

- ◎ 別紙「前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況」についても、提出いただいたものを県ホームページ等で公開します。各項目は、できるだけわかりやすく、かつ、簡潔に記述してください。

12 温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書の提出

(1) 提出期限

報告書は、規則第 59 条では、（排出削減計画に基づく）措置を実施した年度の翌年度の 8 月末日までに提出することと定められています。計画書を提出した年度の翌年度から、計画書に記載した計画期間（P38（8））の最終年度の翌年度まで、毎年度、8 月末日までに、前年度の排出量及び措置の状況について報告書を作成し、提出してください。

(2) 提出先

〒700-8570（住所は記載不要です。）

岡山県環境文化部長官脱炭素社会推進課 公表制度担当

電子メール：ghg-kohyo@pref.okayama.lg.jp

(3) 提出方法

ア 電子申請（原則、電子申請での提出をお願いします。）

電子データ（詳しい方法は、脱炭素社会推進課のホームページをご覧ください）

排出量の検算を行うため、温室効果ガス排出量計算表（またはそれに準じるもの）

1 部の提出をお願いします。

イ 電子メール郵送又は持参

電子データ（メールアドレス：ghg-kohyo@pref.okayama.lg.jp まで送付してください。）

排出量の検算を行うため、温室効果ガス排出量計算表（またはそれに準じるもの）

1 部の提出をお願いします。

ウ 郵送又は持参

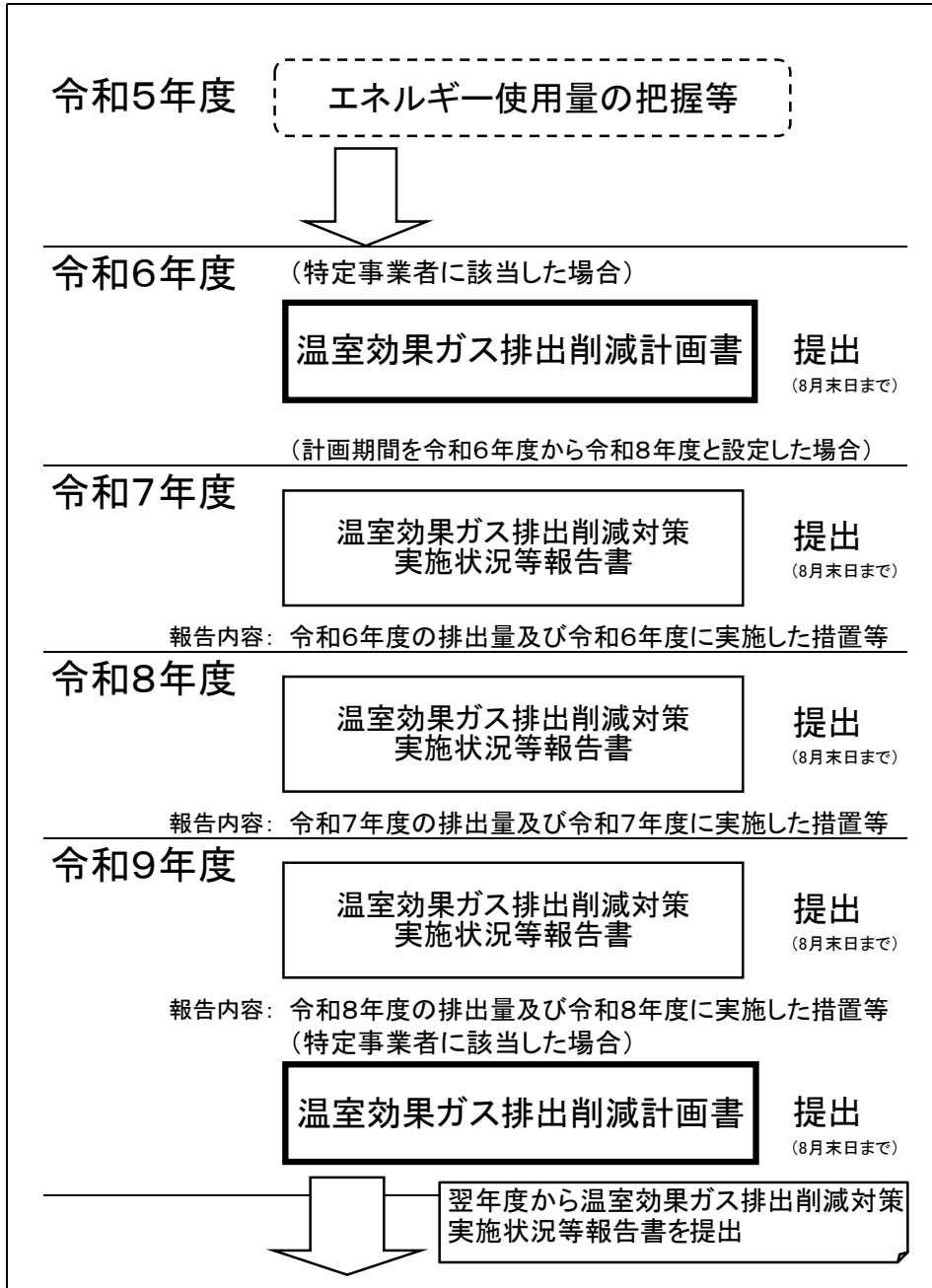
計画書 2 部

あわせて、電子データを電子メールへ添付の上、提出願います。

排出量の検算を行うため、温室効果ガス排出量計算表（またはそれに準じるもの）

1 部の提出をお願いします。

【計画書及び報告書の作成・提出の流れ】



岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則
<p>第五章 温室効果ガスの排出の削減のための措置 (排出削減計画の作成等)</p> <p>第百二条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの(以下この章において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出を削減するための計画(以下「排出削減計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第五十七条 条例第百二条第一項の規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 県内に設置し、又は管理している全ての工場等(工場又は事務所その他の事業場をいう。以下この号及び第四号において同じ。)における前年度の原油換算エネルギー使用量(当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量(工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料及び電気の使用量を含む。)をそれぞれエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第四条に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量をいう。)の合計が千五百キロリットル以上である者</p> <p>二 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する自動車運送事業者であって、県内にその使用の本拠の位置を有する自動車の前年度の末日における台数が、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)を除く。)の台数が百台以上であること。</p> <p>イ 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業(同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車の台数が百台以上であること。</p> <p>ウ 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が二百五十台以上であること。</p> <p>三 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百三条第一項に規定する貨物輸送事業者であって、県内にその使用の本拠の位置を有する自家用貨物自動車(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第十条の表の中欄に規定する自家用貨物自動車をいう。)の前年度の末日における台数が百台以上であるもの</p> <p>四 前年度の末日において常時使用する従業員の数が二十一人以上である者であって、県内に設置し、又は管理している全ての工場等における第四条各号(二酸化炭素については、エネルギー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいう。)の使用に伴って発生するものを除く。)に掲げる物質のそれぞれの前年又は前年度における排出の量(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五条第十号から第十六号までに規定する方法により算定された排出量をいう。)に当該物質の地球温暖化係数(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第五項に規定する地球温暖化係数をいう。)を乗じて得た量のいずれかが三千トン以上であるもの</p>

<p>2 前項の規定による提出をした者は、排出削減計画を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の排出削減計画を知事に提出しなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第百三条 特定事業者は、毎年度、規則で定めるところにより、前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況を知事に報告しなければならない。</p> <p>(排出削減計画等の公表)</p> <p>第百四条 知事は、特定事業者から第百二条第一項若しくは第二項の規定による提出又は前条の規定による報告(以下「提出等」という。)があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</p> <p>(勧告)</p> <p>第百五条 知事は、特定事業者が正当な理由なく第百二条又は第百三条の規定に違反して排出削減計画を作成せず、若しくは提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(勧告の公表)</p> <p>第百六条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>(排出削減計画の作成等)</p> <p>第五十八条 条例第百二条第一項の規定による排出削減計画の提出は、温室効果ガス排出削減計画書(様式第三十号)により、最初に特定事業者該当することとなった年度の八月末日までに行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により排出削減計画を提出した特定事業者が、排出削減計画に記載した目標年度の翌年度において特定事業者該当する場合には、同項の規定の例により当該翌年度を初年度とする排出削減計画を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 条例第百二条第二項の規定による変更後の排出削減計画の提出は、温室効果ガス排出削減計画書(様式第三十号)により、排出削減計画の変更後速やかに行わなければならない。</p> <p>(排出量等の報告)</p> <p>第五十九条 条例第百三条の規定による前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況の報告は、温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書(様式第三十一号)により、当該措置を実施した年度の翌年度の八月末日までに行わなければならない。</p> <p>(排出削減計画等の内容の公表)</p> <p>第六十条 条例第百四条の規定による排出削減計画等の内容の公表は、岡山県環境文化脱炭素社会推進課への関係図書の備置き、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(勧告の公表)</p> <p>第六十一条 条例第百六条第一項の規定による勧告に従わない旨及びその勧告の内容の公表は、岡山県公報に登載する方法その他知事が適当と認める方法により行うものとする。</p>
--	--

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

電話：086-226-7297

FAX：086-231-8094